地方公営企業としての下水道事業の現状と課題

総務省

令和8年10月28日

総務省自治財政局準公営企業室

目　次

１．下水道事業の現状と課題　… P2

２．下水道事業の経営改革の推進　… P16

（１）人口減少等に伴う経営環境の変化への対応　… P21

（２） 施設の老朽化対策の推進　… P28

（３） 安定的なサービス提供に係る体制の確保　… P31

３．その他（経営改善に向けた支援施策）　… P35

目　次

１．下水道事業の現状と課題 … P2

２．下水道事業の経営改革の推進 … P16

（１）人口減少等に伴う経営環境の変化への対応 … P21

（２） 施設の老朽化対策の推進 … P28

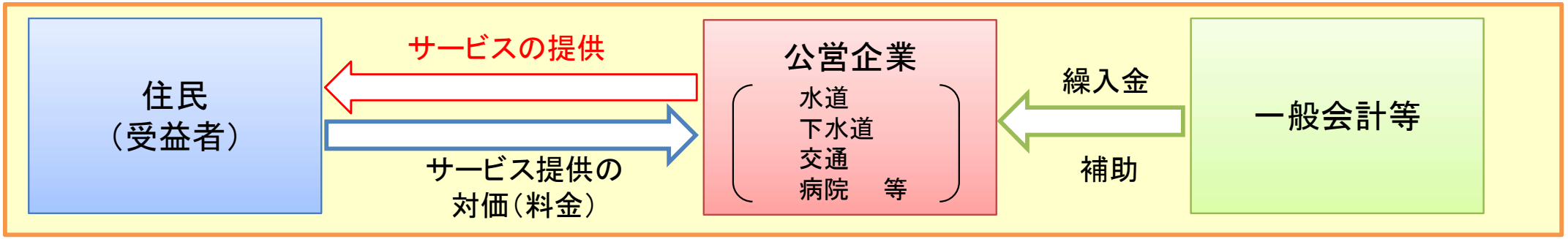
（３） 安定的なサービス提供に係る体制の確保 … P31

３．その他（経営改善に向けた支援施策） … P35

地方公営企業制度

公営企業の基本原則

■ 公営企業（地方公共団体の経営する企業）は、常に企業の経済性を発揮しつつ、公共の福祉を増進するように運営。
■ 一般会計等が負担すべき経費を除き、料金収入で賄う独立採算による経営が行われ、特別会計を設置して、一般会計等と区分。
■ 事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが困難であると認められる経費等については、一般会計等からの繰入金が充てられる。
17条の3補助 【例】水道事業における消火栓設置・管理、下水道事業における雨水処理、病院事業におけるへき地医療等に要する経費
■ 地方公営企業法を適用する公営企業においては、一般会計と異なり企業会計方式による経理が行われる。



公営企業の例（令和6年度末現在）

水道（1,735事業）


下水道（3,584事業）


病院（678事業）


地下鉄（9事業）


バス（22事業）


ガス（19事業）


電気（97事業）


駐車場（173事業）


卸売市場（144事業）


観光施設（206事業）


下水道事業の概要

○　下水道事業については、**公共下水道のほか、集落排水や浄化槽など、様々な汚水処理事業**がある（**計3,578事業**）。

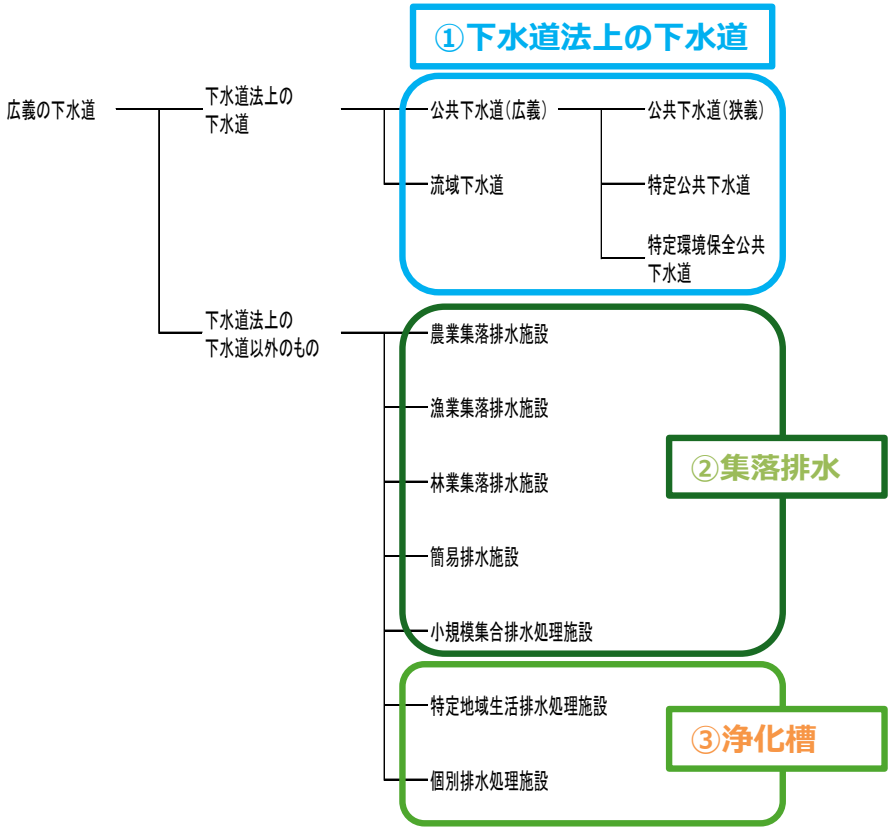
① **国土交通省所管**の「公共下水道」、「流域下水道」などの下水道法上の下水道（計1,982事業）

② **農林水産省所管**の「農業集落排水施設」などの集落排水（計1,167事業）

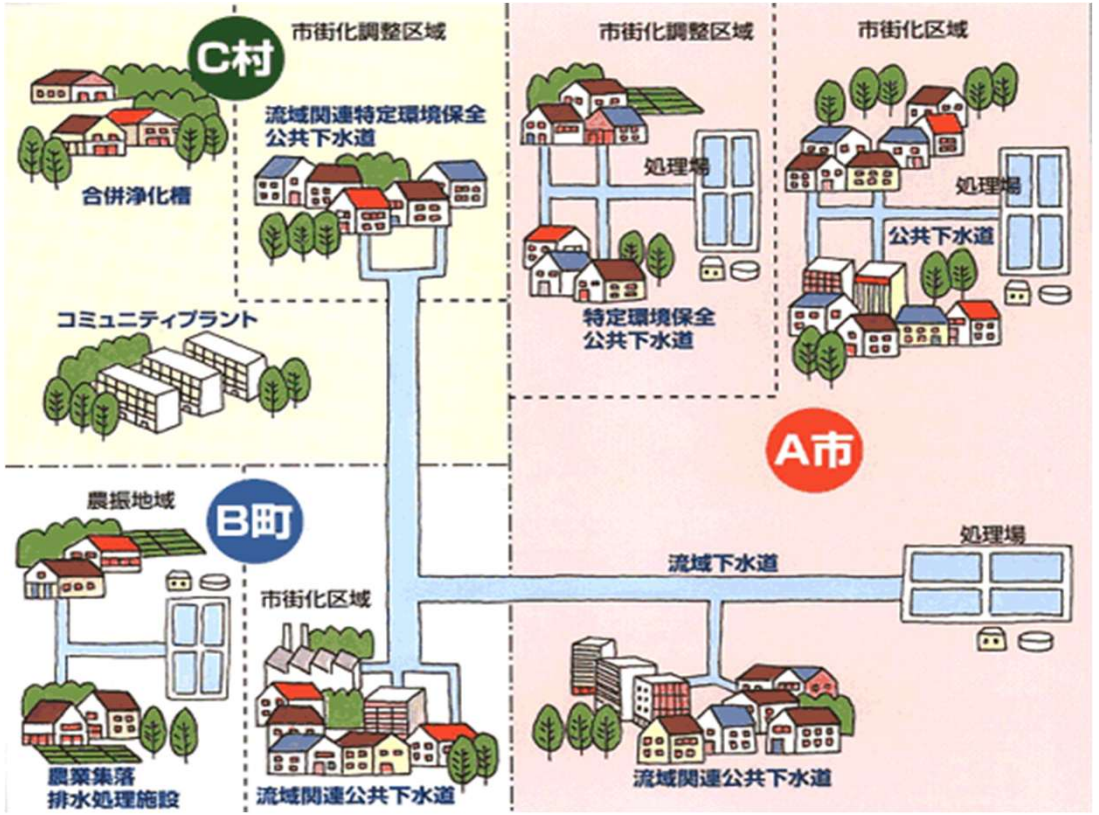
③ **環境省所管**の「特定地域生活排水処理施設」などの浄化槽（計429事業）

［数値はR７決算］

下水道の種類

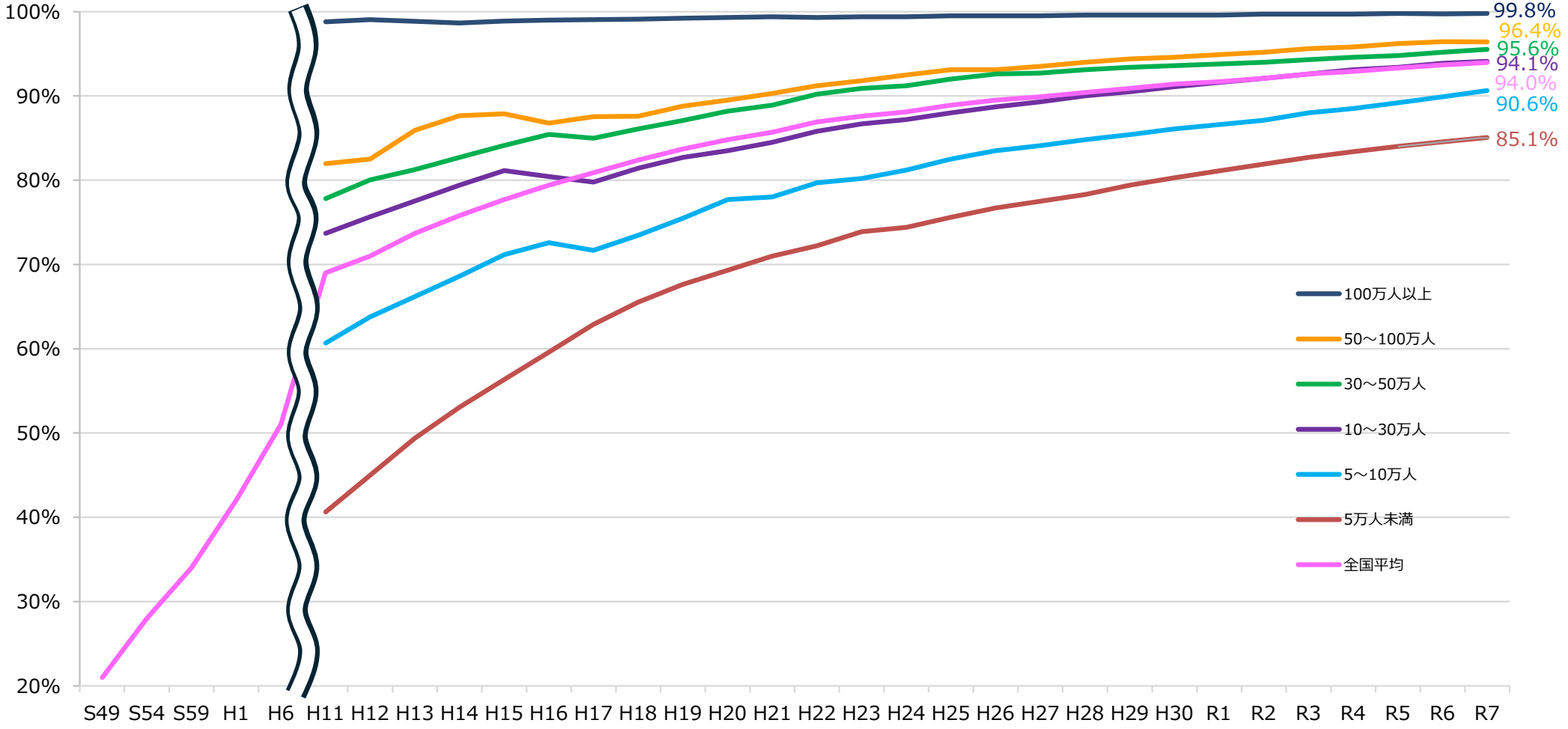


下水道事業のイメージ



汚水処理人口普及率の推移（人口規模別）

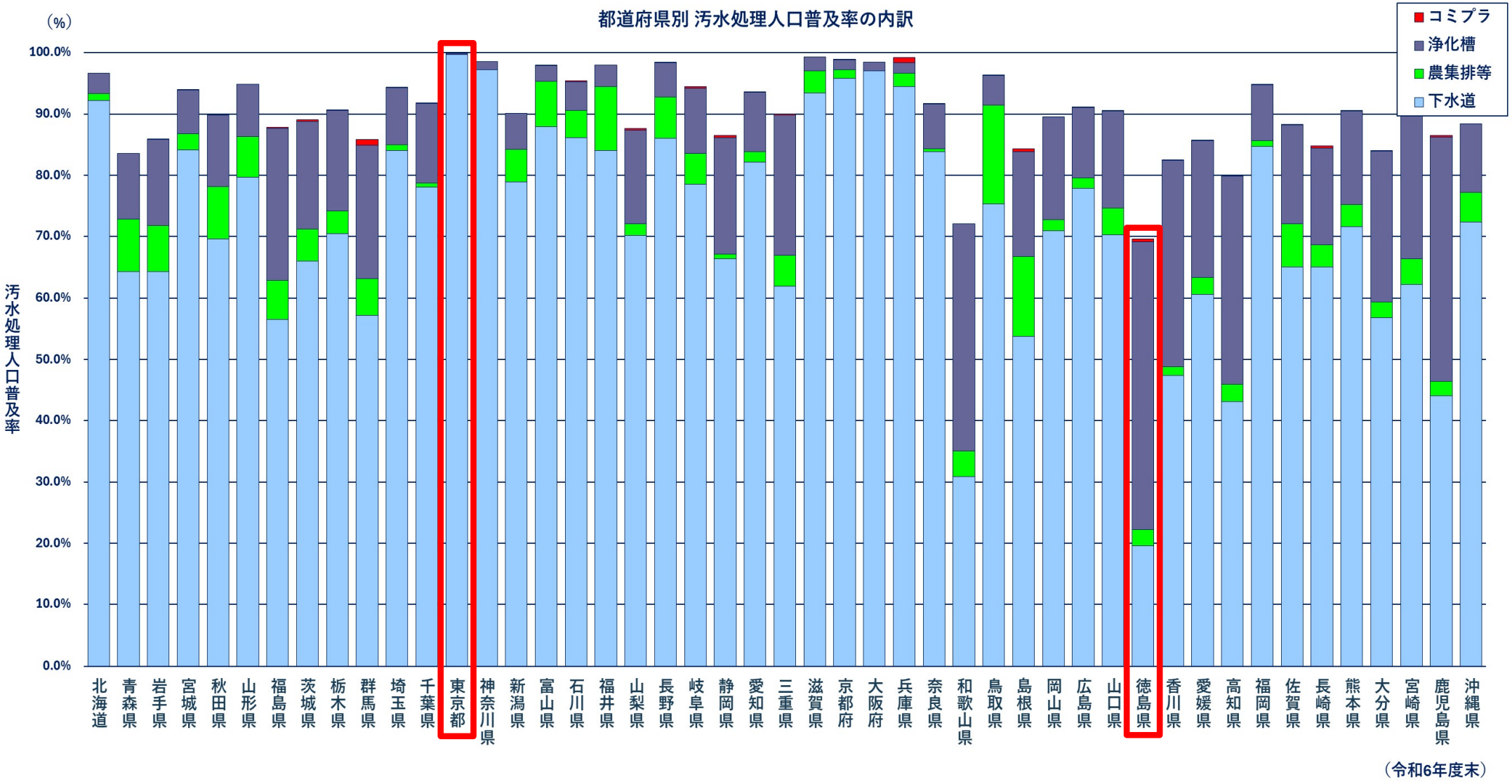
○　汚水処理人口普及率とは、総人口に対する各汚水処理施設（下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽及びコミュニティ・プラント）の処理区域内人口等の割合を表したもの。
○　ここ25年ほどで人口５万人未満の町村部の普及率は大幅に上昇（H11：40.8%　→　R7：94.0%）。
○　近年は普及率の上昇は緩やかなものとなっている。



（注）1. 汚水処理人口普及率（%）＝（下水道、農業集落排水施設等、浄化槽及びコミュニティ・プラントの処理区域内人口等）÷総人口（住基人口）×100
2. 令和4年度末は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村(大熊町、双葉町)を除いた値を公表している。
3. 本資料は、農林水産省、国土交通省、環境省より公表された「令和7年度末の汚水処理人口普及状況について」(令和8年8月)を参考としている。
4. 平成6年度以前の全国平均は下水道のみの普及率を表す。
（参考）福島県の令和7年度末の普及率は、88.4%

汚水処理人口普及率の内訳（都道府県別）

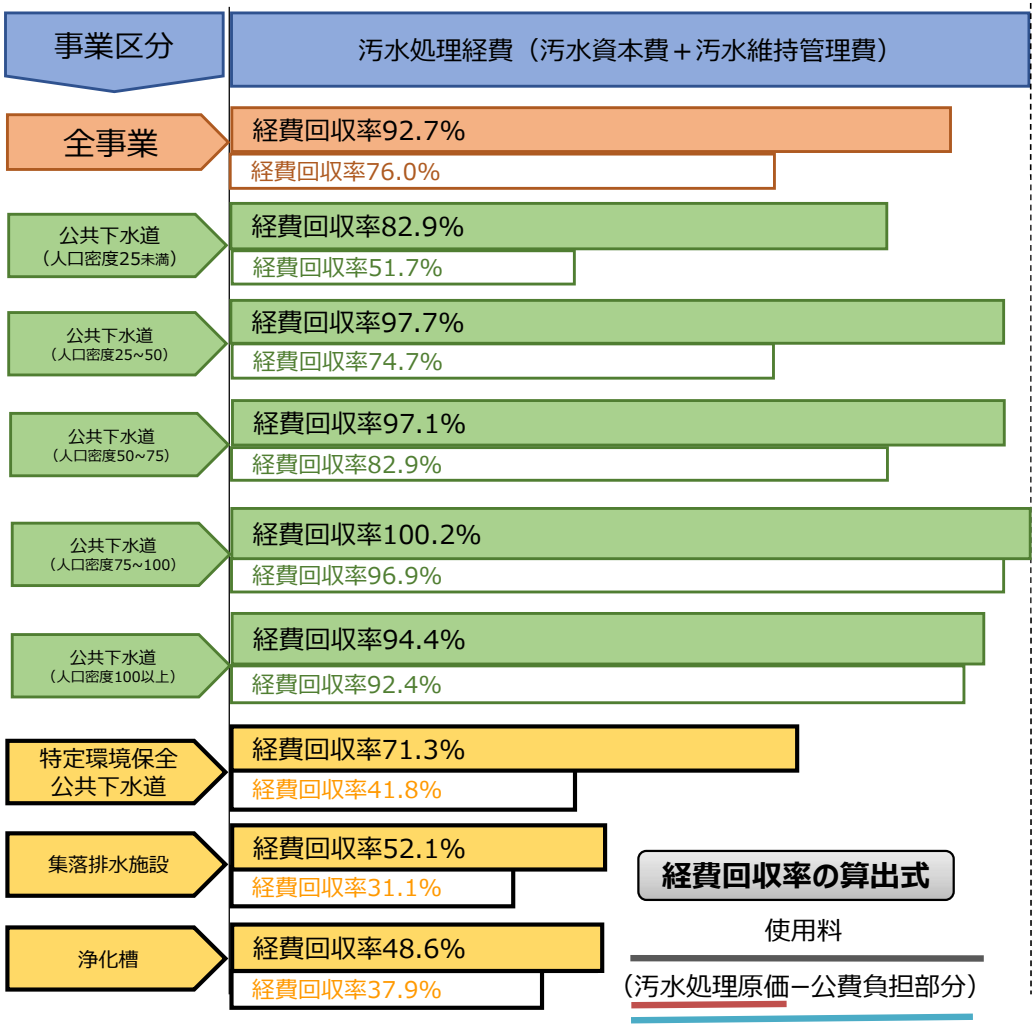
○ 汚水処理人口普及率の水準や、汚水処理手法ごとの比率は地域によって大きな差異が存在する。
○ 東京都や神奈川県などの**都市部では公共下水道等の割合が多い**一方で、**徳島県や和歌山県では浄化槽の割合が大きい状況**。



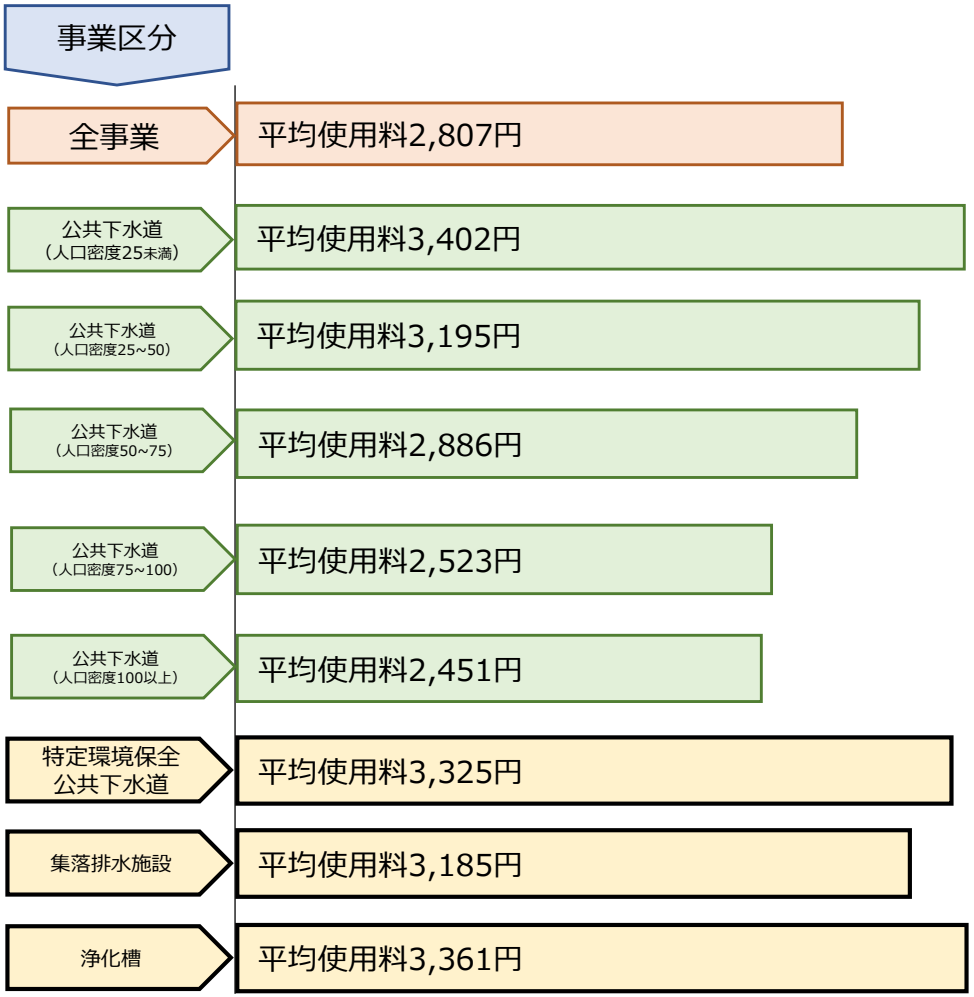
下水道事業の経費回収率と使用料

○ **処理区域内人口密度の低い公共下水道や集落排水、浄化槽の事業で、必要な汚水処理費用を使用料収入で賄っている割合を示す経費回収率が低い傾向**がある。
○ 一方、使用料は処理区域内人口密度の低い公共下水道や集落排水、浄化槽の事業で高い傾向がある。

・経費回収率（R7）



・使用料（R7）※20㎥あたりの金額（月あたり）



※上段：汚水処理原価（公費負担部分控除後）に対する使用料の割合（上図の赤線部分）
　下段：汚水処理原価（公費負担部分控除前）に対する使用料の割合（上図の青線部分）

※特定公共下水道、流域下水道は除く。

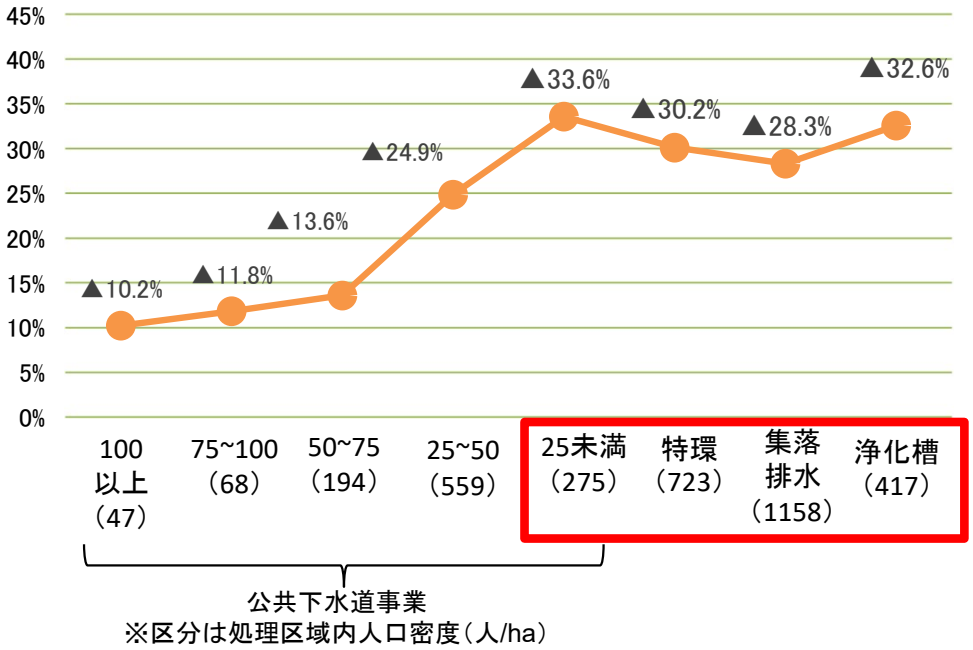
将来の需要水量（推計）

○　今後、**人口減少等に伴い水道の有収水量（※）の減少が予測**されており、下水道の有収水量も同様の減少傾向になると考えられる。このため、これに連動して使用料収入の減少が見込まれる。

○　**特に、小規模自治体においては、人口減少率が高く、有収水量の減少が大きくなることが見込まれる。**

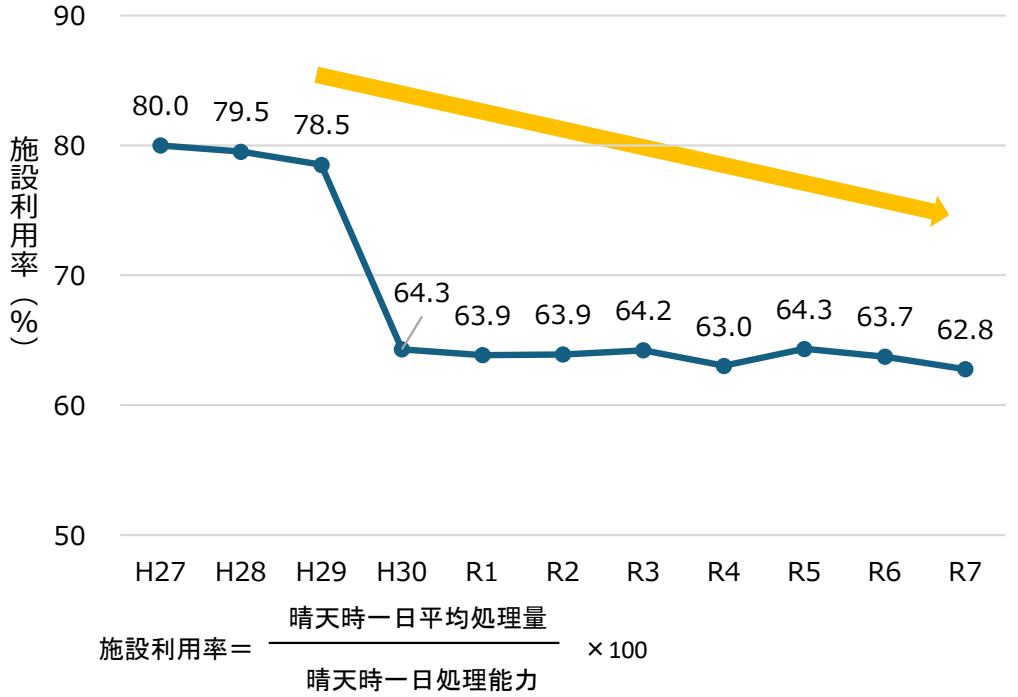
※各家庭等では水道の有収水量が基本的に下水道の有収水量になるため、将来的な増減傾向は上下水道で共通すると考えられる。

■人口規模別の人口減少率（2010年⇒2040年）



■公共・流域下水道の施設利用率の推移

○　公共・流域下水道の施設利用率は、人口減少や節水等の影響で下がってきている。



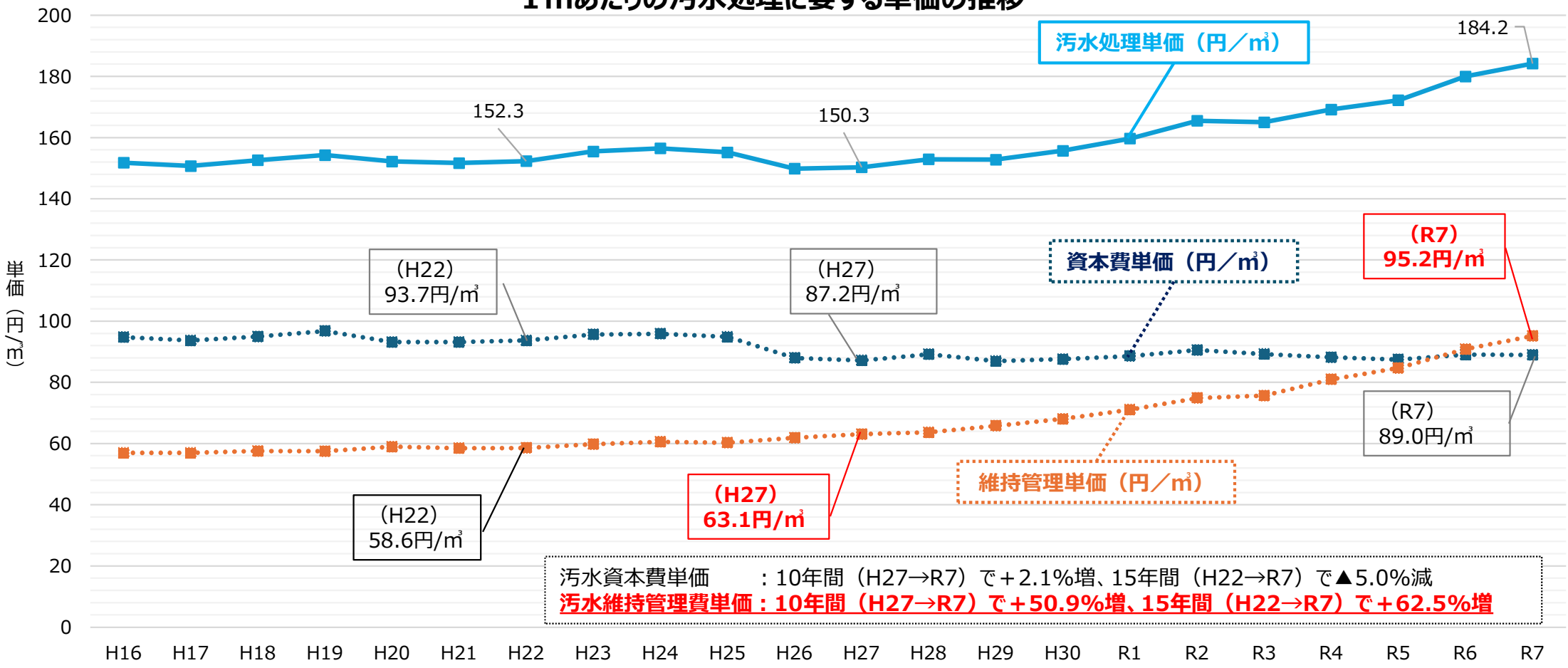
出典：地方公営企業決算状況調査

※2010年から2040年の人口減少率　※減少率は各処理区域内人口密度区分内の団体の単純平均
※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成25年3月推計）より総務省作成
※括弧内は事業者数（福島県及び一部の事業者は推計人口のデータがないため除外）

汚水処理原価の推移

○ 汚水処理単価（全国平均）については、これまで155円/㎥前後の水準で推移してきたが、近年増加傾向にある。
○ このうち、資本費単価は微減傾向にある一方で、**維持管理単価は、直近10年間で＋50.9%となるなど増加傾向**となっている。
※ 会計適用の状況によって各年度の対象事業数が異なることから、単価の推移については、一定の幅を持って見る必要があることに留意が必要。

１㎥あたりの汚水処理に要する単価の推移



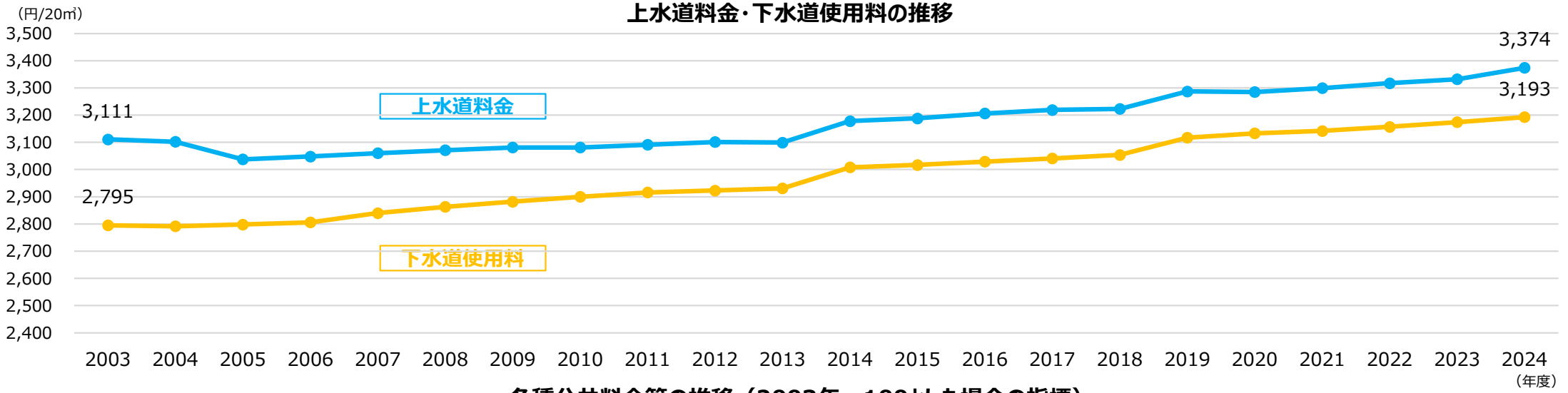
年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
対象事業数	198	208	227	263	311	370	399	446	494	530	583	632	724	816	952	1,237	2,040	2,068	2,134	2,440	3,401	3,417

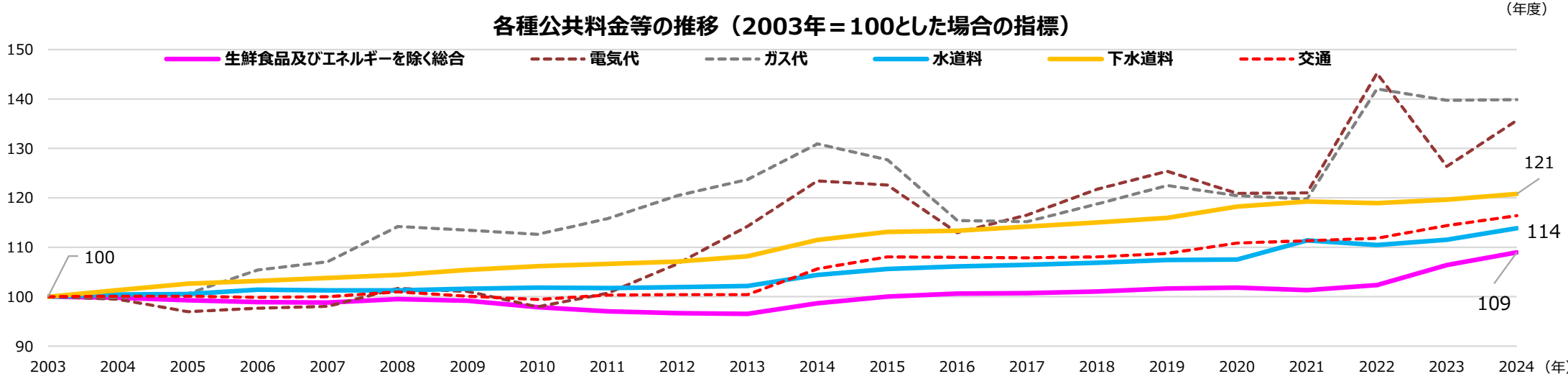
※ 決算統計により作成。対象事業：特定公共下水道、流域下水道を除く法適用の下水道事業（公共下水道、特定環境公共下水道、集落排水施設、公共浄化槽）
※ 汚水資本費単価、汚水維持管理費単価には、公費負担分（高資本費対策に要する経費、分流式下水道等に要する経費、高度処理に要する経費）を含む。
※ 汚水処理単価＝汚水資本費単価＋汚水維持管理費単価

使用料水準の推移

○　下水道使用料の水準（20㎥あたり使用料）については、一貫して上水道料金より低い水準となっており、2003年以降、上水道と同様に緩やかに上昇しており、直近の全国平均は3,193円（2024年度決算）となっている。

○　2003年時点と比較すると、上下水道料金や各種公共料金等について全体的に引き上げが行われてきているが、**下水道使用料については電気・ガス等比較すると、各年における推移について急激な増減がなく緩やかな動向**となっている。





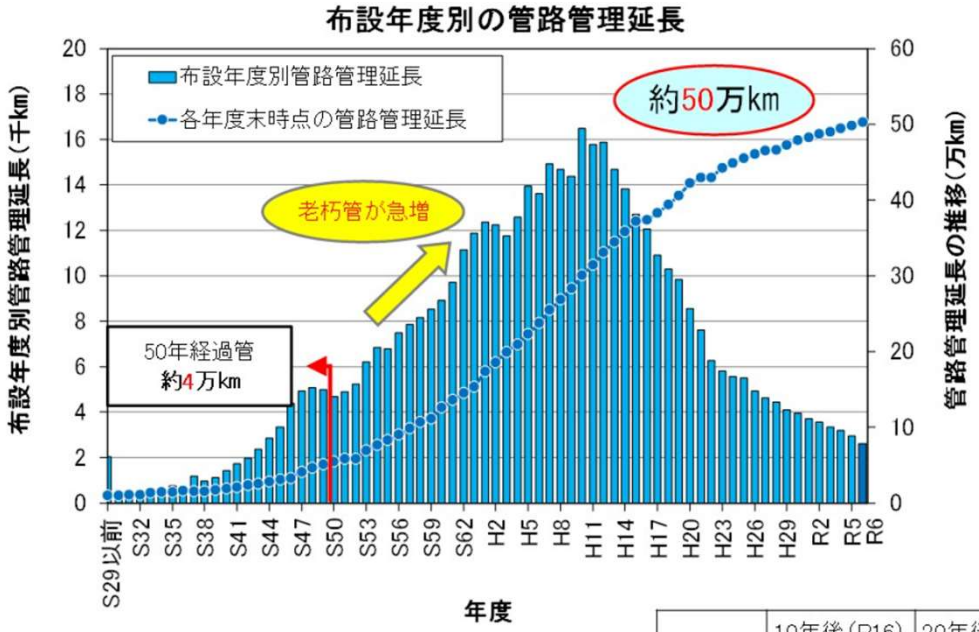
※１　「上水道料金・下水道使用料の推移」は決算統計により作成。対象事業：上水道事業。特定公共下水道・流域下水道を除く法適用・法非適用の下水道事業
※２　上水道料金・下水道使用料は家庭用料金（使用料）の単純平均。
※３　「各種公共料金等の推移」は2020年基準消費者物価指数（品目別価格指数、全国、年平均）により作成（2003年＝100として再計算したもの）。

下水道施設の老朽化の状況

○　標準耐用年数50年を経過した管渠の延長について、Ｒ６末現在で約４万km（総延長の約７％）となっているが、**20年後には約23万km（約45%）となるなど、今後は急速に増加する見込み**。

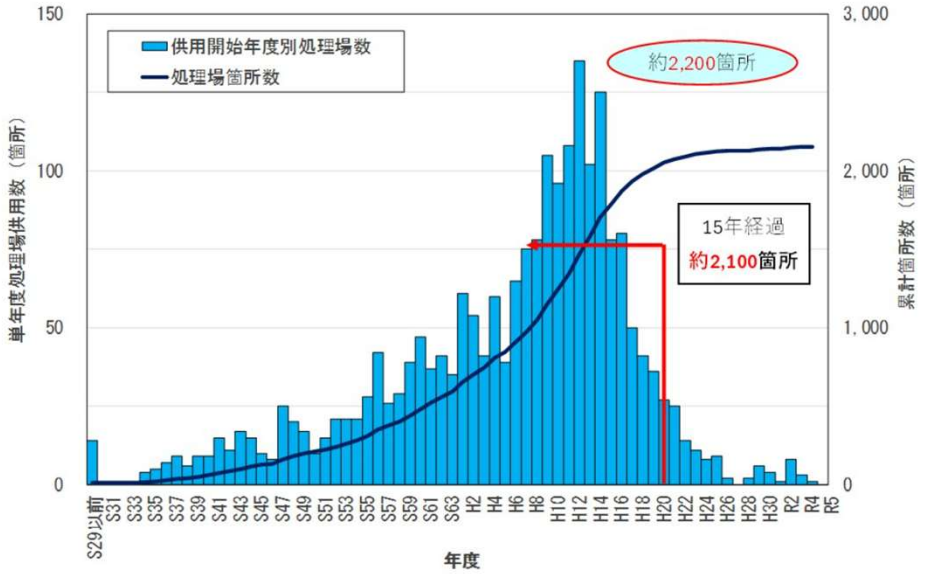
○　**下水処理場**においては、機械・電気設備の標準耐用年数15年を経過した施設が約2,100箇所（全体の95%）と**老朽化が既に進行している状況**。

■管路施設の年度別管理延長（Ｒ６末現在）



	10年後（R16）	20年後（R26）
50年経過	約11万km	約23万km

■処理場の年度末供用箇所数（Ｒ５末現在）



（国土交通省資料）

■【参考】下水道管路の全国特別重点調査

○　全国特別重点調査において、社会的影響が大きく、大規模陥没が発生しやすい管路から、優先度をつけて調査を実施している。

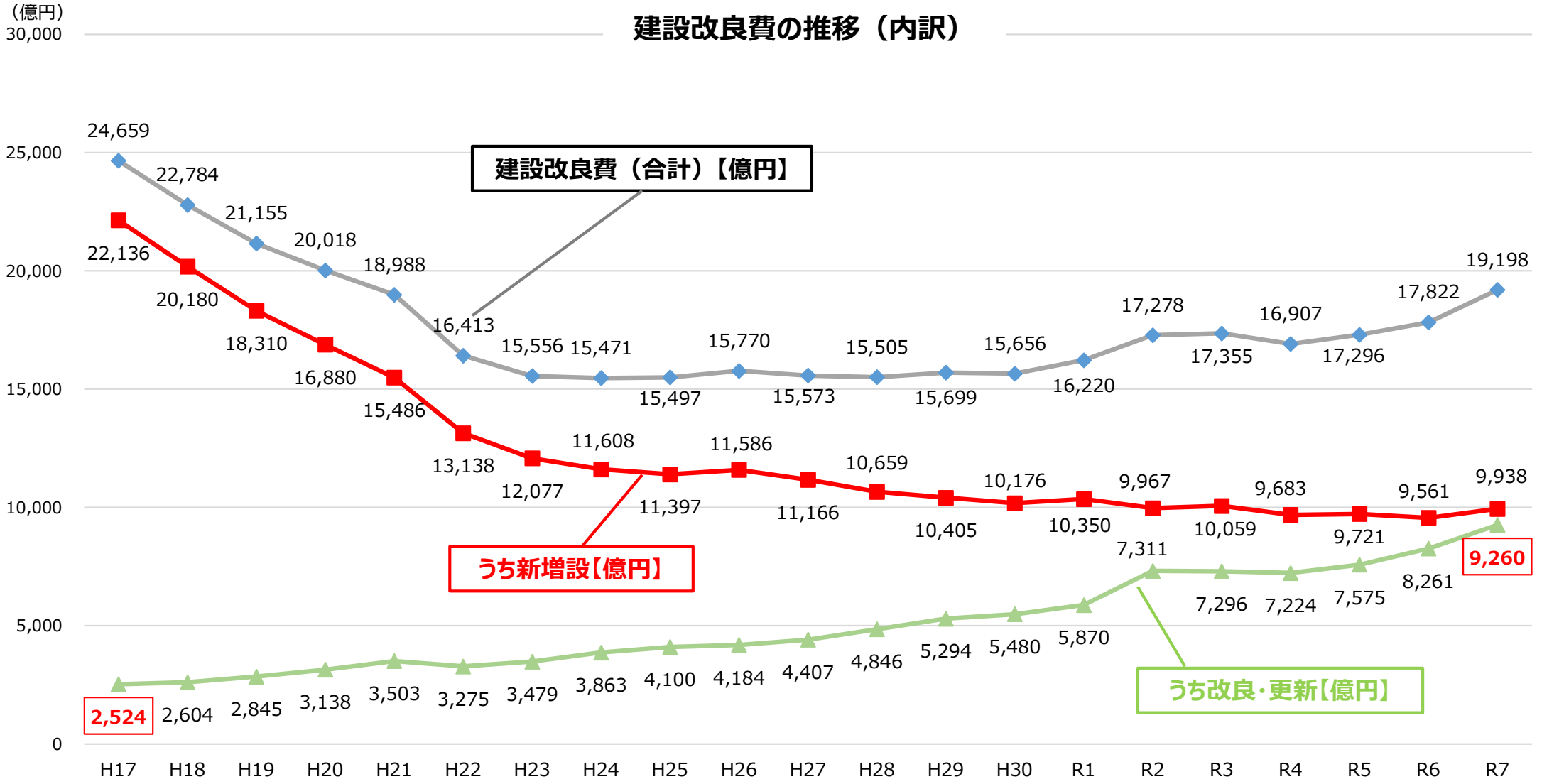
○　具体的には、「管径２m以上」、「30年以上経過」した管路を対象として（対象延長：5,332km）のうち、「埼玉県八潮市の道路陥没現場と類似の条件の箇所」等を対象として優先的に調査を実施（対象延長：813km）。

○　国交省から優先実施箇所以外の箇所も含めた調査結果が公表され、最新情報では**緊急度判定を実施した5,209kmのうち、緊急度Ⅰ要対策延長：218km、緊急度Ⅱ要対策延長：589km**となっている（R8.６月末時点とりまとめ）。

※ 優先実施箇所においては、**緊急度判定を実施した807kmのうち、緊急度Ⅰ要対策延長：54km、緊急度Ⅱ要対策延長：266km。**

下水道事業における建設改良費の推移

○ 建設改良費について、新増設に係る費用の減少に伴って全体で減少傾向にあったが、**Ｒ１以降、増加に転じている**。
○ 「新増設」に係る費用については直近20年間で▲55%の減少（H17:2.2兆円→R7:1.0兆円）となっている一方で、
既存施設の「改良」に係る費用については＋267%の増加（H17:0.3兆円→Ｒ7:0.9兆円）となっている。
※ 水道事業においては、H17以降、「改良」が「新増設」を上回っている（R5「改良」10,959億円、「新増設」3,783億円）。

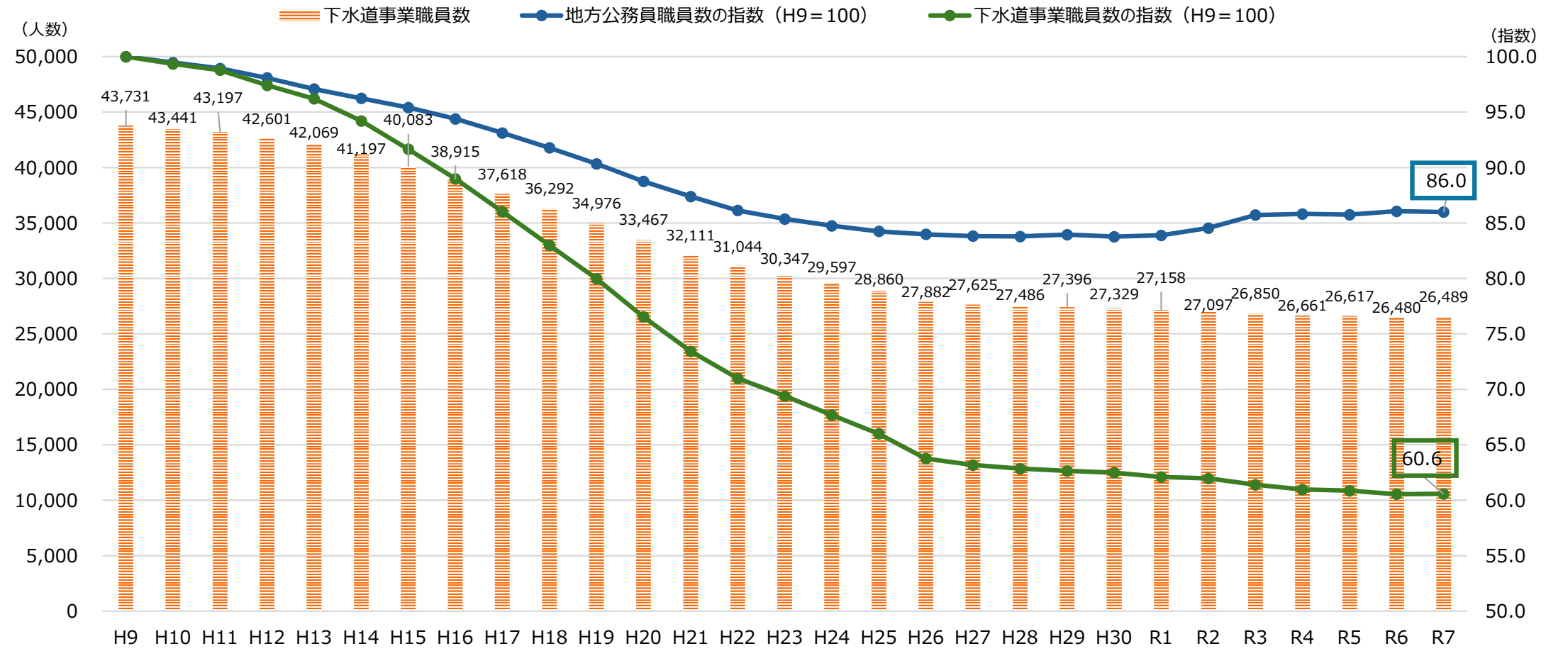


※ 決算統計により作成。対象事業：法適用・法非適用の下水道事業（公共下水道、特定公共下水道、流域下水道、特定環境公共下水道、集落排水施設、公共浄化槽）。

下水道事業における職員数の推移

○　下水道職員について、ピーク時の平成９年度には約4.4万人であったが、令和７年度には約2.6万人（▲17,000人、▲39.4%）となっており、**地方公務員全体の減少率（平成９年度比▲13.9%）と比較しても、減少率が大きい状況**となっている。

○　１事業あたりの職員平均数は平成９年度には10.5人であったが、直近令和７年度には7.4人（▲29.5%）となっている。

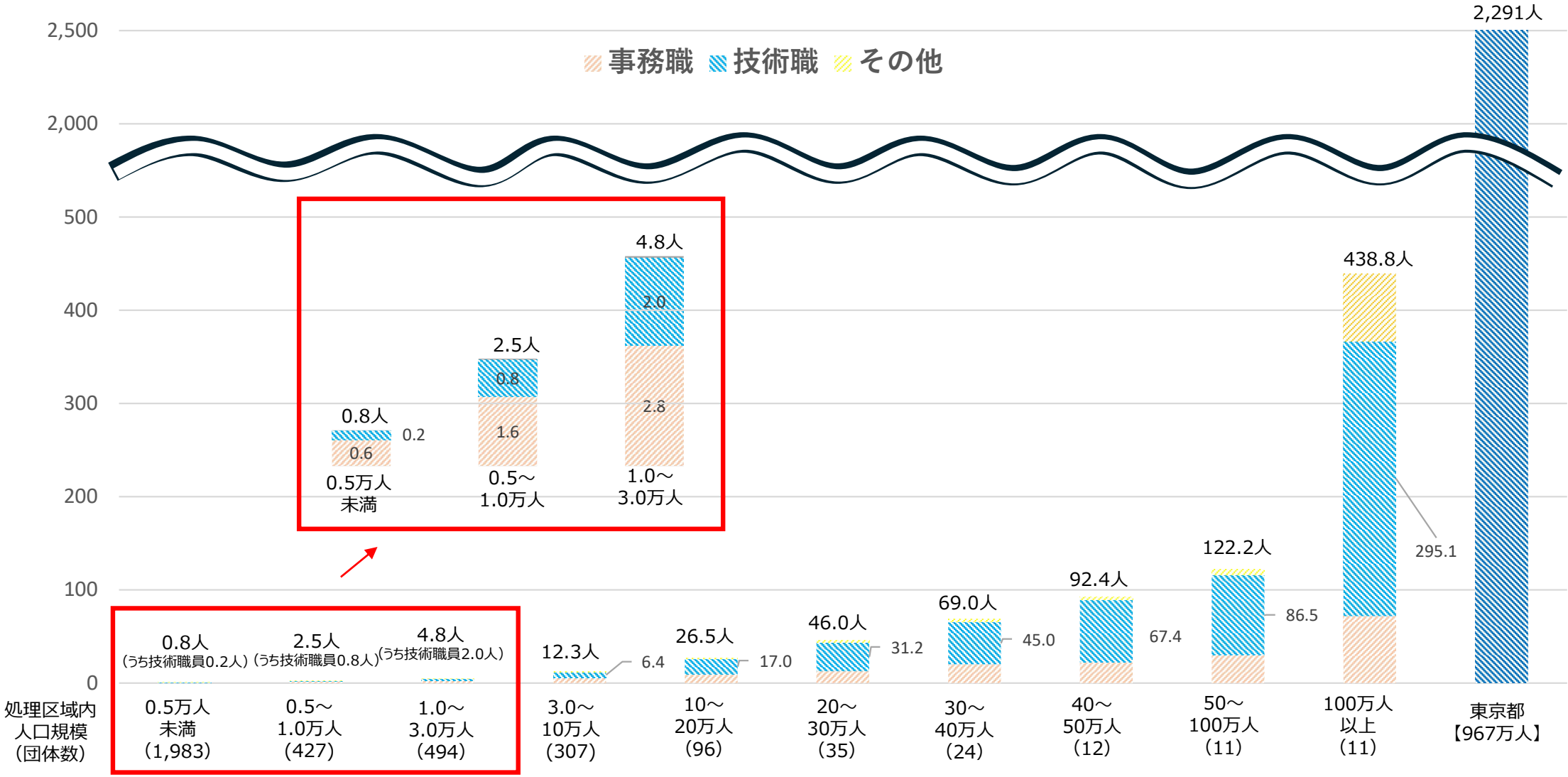


年度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
職員平均数（１事業あたり）	10.5	9.9	9.5	9.1	8.8	8.4	8.1	9.0	10.2	9.8	9.4	9.1	8.8	8.5	8.4	8.1	7.9	7.7	7.6	7.6	7.5	7.5	7.5	7.5	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4

※下水道事業職員数は決算統計により作成。対象事業：法適用・法非適用の下水道事業（公共下水道、特定公共下水道、流域下水道、特定環境公共下水道、集落排水施設、公共浄化槽）
※下水道事業職員数はＲ１までは常時雇用職員の数、Ｒ２からは常勤職員の数。
※地方公務員職員数は令和７年地方公共団体定員管理調査結果より。

【人口規模別】１団体当たりの下水道担当職員数

○ 処理区域内人口規模3.0万人未満の団体では、下水道担当職員数は10人未満となっている。
○ **処理区域内人口規模が大きくなるほど、技術職員数が多くなるとともに、技術職員数が占める割合が大きくなっている。**
（例）30～40万人規模では技術職員45名程度、全体に占める割合65%程度



※ R6決算統計により作成。（対象団体数：3,401団体）。対象事業：特定公共下水道、流域下水道、道府県営下水道を除く法適用の下水道事業（公共下水道、特定環境公共下水道、集落排水施設、公共浄化槽）
※ 職員数は常勤職員数を計上。 ※ その他：技能職員等 ※ 一団体で複数の下水道事業を実施している場合も一団体として計上。 ※ 処理区域内人口規模：一団体で複数の下水道事業を実施している場合はその合計。
※ 東京都の数値は東京都で実施する公共下水道の数値であるもの。

下水道事業において対応が必要な主な課題

１．人口減少等に伴う経営環境の変化

✓人口密度の低下により経費回収率が低い水準
✓小規模団体ほど使用料収入の減少が顕著
✓近年の物価高騰や人件費の増大　　など

２．施設の老朽化の進行

✓標準耐用年数を経過する管渠が今後20年で急速に増加
✓更新に係る建設改良費の増大　　など

３．安定的なサービス提供に係る体制の確保

✓技術系をはじめとする担い手となる職員数の減少
✓八潮の道路陥没事故等を踏まえ、維持管理・点検の重要性が今後一層増大　など

目　次

１．下水道事業の現状と課題　… P2

２．下水道事業の経営改革の推進　… P16

（１）人口減少等に伴う経営環境の変化への対応　… P21

（２） 施設の老朽化対策の推進　… P28

（３） 安定的なサービス提供に係る体制の確保　… P31

３．その他（経営改善に向けた支援施策）　… P35

公営企業の更なる経営改革の推進について

公営企業の現状及びこれからの課題

○ 急激な人口減少等に伴い、サービス需要が大幅に減少するおそれ
○ 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
○ 職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
○ 特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となることが懸念

⇒ さらに厳しい経営環境

更なる経営改革の推進

経営戦略の策定・改定

- 経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上
- 中長期の人口減少の推計等を踏まえた、ストックマネジメントの成果や将来需要予測を反映させながら、投資・財政計画を策定
- 経営の広域化や人材確保等の取組についても必要な検討を行い、取組方針を記載
- 各公営企業において、施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用の的確な反映等を盛り込み改定を行う

資産管理（老朽化状況の把握等） → 反映 → 投資試算 ⇔ 財源試算
（計画期間内に収支ギャップを解消する）

投資・財政計画（基本10年以上）**の策定**

- 経営の広域化等・民間活用
- 人材確保、組織体制の整備
- 新技術、ICTの活用

相互に反映

抜本的な改革の検討

- 公営企業が行っている事業の意義、経営形態等を検証し、今後の方向性について検討

①事業そのものの必要性・公営で行う必要性
②事業としての持続可能性
③経営形態（事業規模・範囲・担い手）

→ 事業廃止
→ 民営化・民間譲渡
→ 経営の広域化等（※）
→ 民間活用

※ 広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化などを含む概念

公営企業の「見える化」

- 複式簿記による経理を行うことで、経営・資産の状況の「見える化」を推進
 → 将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や、適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能
 → 経営の広域化等や民間活用といった抜本的な改革の取組にも寄与
- 経営指標の経年分析や他の地方公共団体との比較を通じて、経営の現状及び課題を分析

公営企業会計の適用拡大　　経営比較分析表の作成・公表

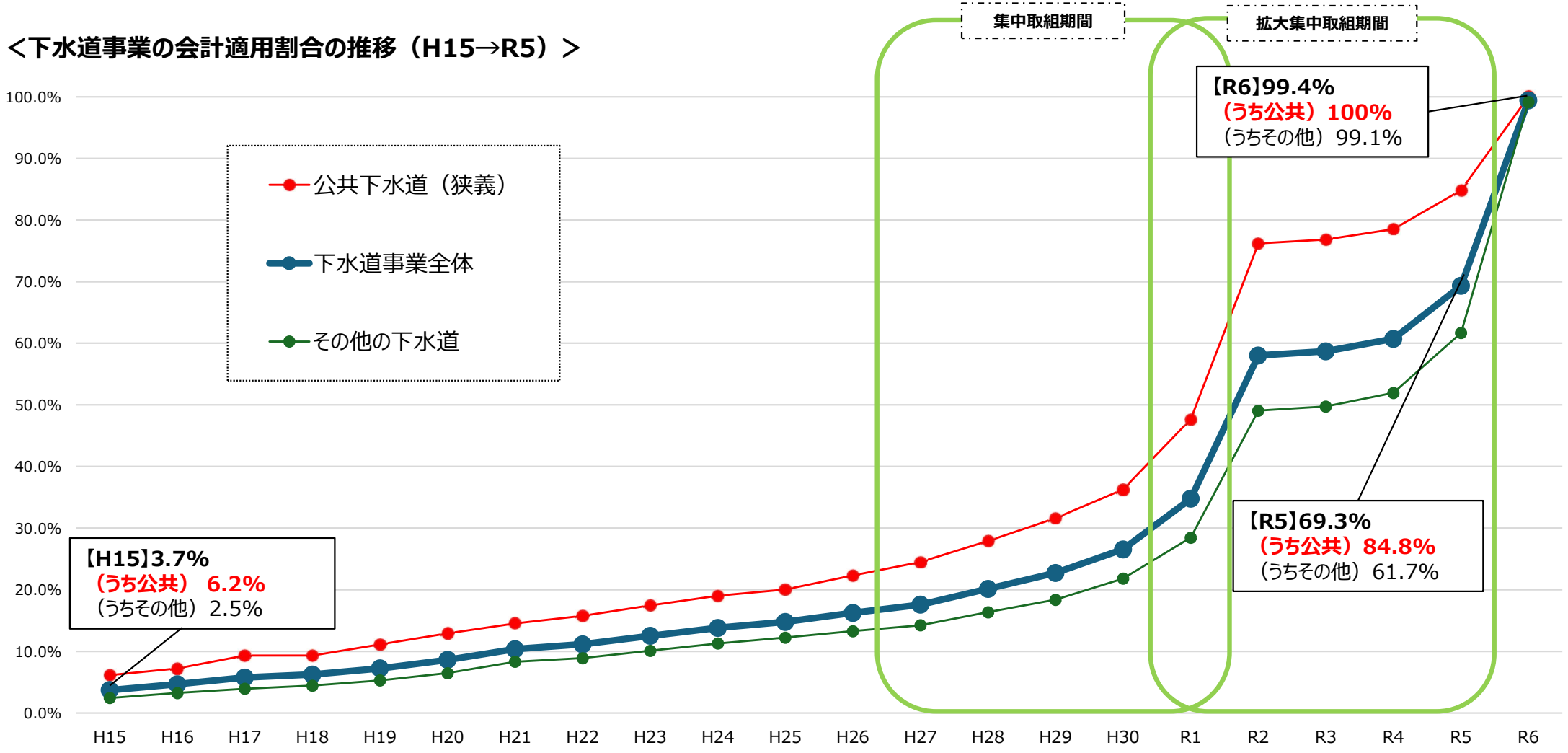
下水道事業の公営企業会計適用状況

○　公営企業会計の適用について、R5決算統計時点で、事業数ベースで全体で69.3%、このうち公共下水道で84.8%、その他事業で61.7%、Ｒ６時点でほぼ100%となる見込みなど、H15年度（全体で3.7%）と比較すると大幅に進んでいる状況。

○　**決算規模ベースでは、R5決算統計時点で96.4%が企業会計適用済みとなっている（H15時点では34.7%）。**

※　R5決算統計時点で会計適用されていない事業数は1,103事業、決算規模ベースでは3.6%となっており、大部分は小規模事業体となっている。

＜下水道事業の会計適用割合の推移（H15→R5）＞



※　H15～R5は決算統計により作成。R6は会計適用取組状況調査により作成。対象事業：法適用・法非適用の下水道事業（公共下水道、特定公共下水道、流域下水道、特定環境保全公共下水道、集落排水施設、公共浄化槽）R6の会計適用割合には、会計適用に取組中の事業も含まれていることに留意が必要。

※「その他の下水道」：特定公共下水道、流域下水道、特定環境保全公共下水道、集落排水施設、公共浄化槽

公営企業の「経営戦略」の策定・改定の推進について

○各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請。（平成26年８月29日付け公営企業三課室長通知）

○令和２年度までの策定を要請。
（平成28年１月26日付け公営企業三課室長通知）
○令和７年度までの改定を要請。
（令和３年１月22日付け公営企業三課室事務連絡、令和４年１月25日付け公営企業三課室長通知）

経営戦略［イメージ］

基本事項

○事業概要、将来の事業環境、経営の基本方針等を記載

投資・財政計画

○計画期間（基本10年以上）内に収支均衡がとれるように調整した収支計画

投資試算

○施設・設備の現状把握
○将来の需要予測等に基づく合理的な投資額の設定
○長寿命化等による平準化　等

資産管理

中長期（30年程度以上）を見通したアセット（ストック）マネジメントも反映

投資見通しの試算

計画期間内に収支均衡

財源試算

○財務状況の現状把握・分析
○料金、企業債、一般会計繰出金等の水準の見直し　等

財源見通しの試算

投資以外の経費の効率化

○組織や給与等の見直し
○広域化の推進や民間活用
○経営基盤強化の取組（ICT活用等）

PDCAサイクル関連事項

○経営戦略の事後検証、改定等に関する事項
毎年度の進捗管理、実績との乖離の検証、３～５年毎の改定等の方法を記載

□ 経営基盤強化と財政マネジメントの向上のツールとして使用されることを想定
□ 経営健全化に向けた議論の契機とするため住民・議会に対して公開

策定・改定状況（令和７年３月31日時点）

○策定状況：「策定済」の事業の割合は98．3％
○改定状況：「改定済」又は「令和７年度までに改定予定」の事業の割合は87．6％

※毎年度、策定・改定状況を調査・公表

経営戦略の策定・改定に係る支援措置

○経営戦略策定・改定ガイドライン（平成31年３月改定）を公表
○経営戦略策定・改定マニュアル（令和 ４年１月改定）を公表
○経営・財務マネジメント強化事業（令和３年度～）

財政措置

○経営戦略の策定を要件としている地方財政措置（※）
・ 水道事業の高料金対策、水道管路耐震化事業、旧簡易水道施設（浄水場、管路等）の建設改良事業
・下水道事業の高資本費対策

※令和８年度からは、当該年度前５年度内に経営戦略を策定又は改定していること（災害その他の理由により経営戦略 の改定が著しく困難であった場合 を除く。）を要件とする予定
（令和８年１月23日付け公営企業三課室長通知）

【千葉県館山市】
下水道計画区域の拡張休止

経営戦略　下水道事業

千葉県館山市建設環境部都市計画課下水道室

● 取組の概要

経営戦略において、これまでの事業経過とともに人口密度や有収水量の見込みを勘案した財政シミュレーションを行い、管路整備の拡張を休止するとともに、計画区域を既存の４５０haから現在の供用開始区域２０９haへと大幅に縮小した。

◆背景

- これまで管路整備の拡張を推し進め、市民を説得し接続を促してきたため、人口が減少し、下水道事業の収支が悪化する中であっても、将来的に拡張を休止することに係る対外的な説明について庁内から懸念の声もあり、その度に人口密度の少なさやその影響を説明したが、将来的な拡張休止の内部的な合意はとれなかった。
- この課題を解決するため、複数パターンの財政シミュレーションとともに、経営改革の外部専門家を招聘し、下水道審議会委員に財政構造上の問題を提起することとした。

◆具体的内容

- これまで事業を拡大すれば収入が増えると考えていたが、人口減少要因や物価上昇分を加味して 現209haと計画450haの事業費を比較した結果、計画区域を拡大すればするほど、収支が悪化することが判明し、その結果、区域を大幅に縮小した。
- 拡張せずとも今後の更新費用を賄うためには、使用料水準を現行の2.7倍以上とする必要があることを共通認識とするため、3回にわたり、審議会で説明をした。

◆効果

- 拡張休止の明確化により、庁内外への事業の説明がしやすくなった。
- 答申により、使用料改定や事業の転換を検討する契機となった。

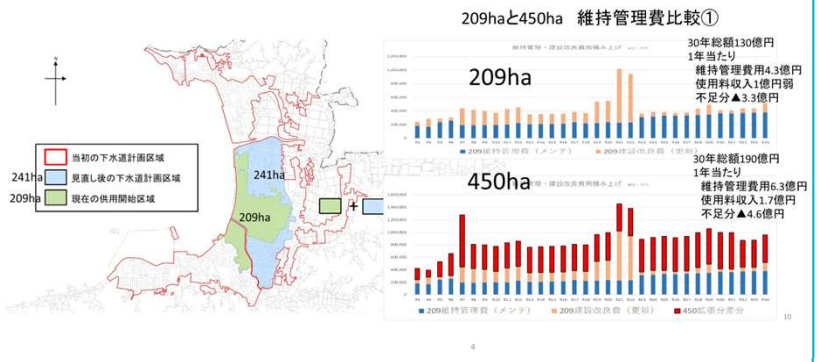
● 取組のポイント

- 事業を拡張しても、人口減少や高額な資本費用のため、費用対効果がないことを審議会委員に対して説明した。
- 上記の理由に加え、現状の事業区域を維持するだけでも今後の更新費用に見合う使用料と多大な繰入金が必要となることがわかった。
- 方向転換の説明にあたっては、市の内部から方針を転換する必要があり、そのため、財政シミュレーションの具体的数値や第三者からの視点を説明に盛り込んだ。
- 庁内説明や市民説明の支援として経営・財務マネジメント強化事業を活用し、外部専門家の意見を取り込んだ。

● 公営企業情報

- 行政区域内人口　44,160 人（令和6年1月1日時点）
- 行政区域内面積　110.05 Km²（令和6年1月1日時点）
- 水洗化人口　4,809人（令和5年度決算）

審議会説明資料から抜粋



● 取組のスケジュール

- 令和４年度に財政シミュレーションを行った。
- 令和５年度策定の経営戦略に「整備の拡張休止」を記載した。
- 令和６年度使用料改定検討の議論の前提とした。

● 今後の展望

- 浄化槽区域との線引きを明確にするため、今後は各種計画の変更を目指す。
- 今後、答申の付帯意見を踏まえ、市民に対し、下水道事業の方向性を示し、浄化槽の補助金に対する制度説明を丁寧に行うこととする。

目　次

１．下水道事業の現状と課題　… P2

２．下水道事業の経営改革の推進　… P16

（１）人口減少等に伴う経営環境の変化への対応　… P21

（２） 施設の老朽化対策の推進　… P28

（３） 安定的なサービス提供に係る体制の確保　… P31

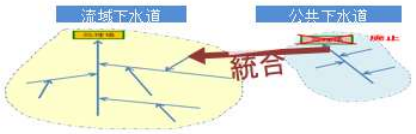
３．その他（経営改善に向けた支援施策）　… P35

下水道事業における「広域化等」の類型

下水道事業の広域化等については、主として以下の４類型が想定

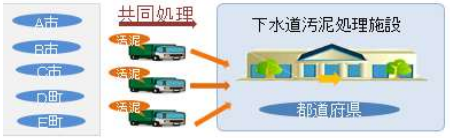
1. 汚水処理施設の統廃合

流域下水道への接続、公共下水道と集落排水施設の接続及び処理区の統廃合などを行う。



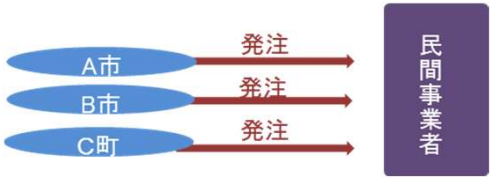
2. 汚泥処理の共同化

複数の団体の汚泥を集約して処理を行う。



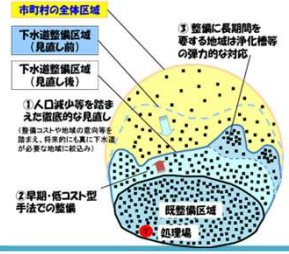
3. 維持管理・事務の共同化

集中監視・管理、運転管理の共同委託、使用料徴収・機材購入・水質検査等の共同処理などを行う。



4. 最適化

公共下水道、集落排水、浄化槽等の各種汚水処理施設の中から、最適な施設を選択して整備する。



	秋田県の例		山形県新庄市の例	佐賀県の例
期間	令和2年度から実施		平成16年度から実施	平成28年度実施
概要	○県がリーダーシップをとり、県と県内市町村からなる連絡協議会を通じて、市町村と課題等を共有・連携することよって、「汚水処理施設の統廃合」と「汚泥処理の共同化」を実施		○新庄市の処理場を中核とし、新庄市と周辺6町村の処理場を集中管理	○浄化槽の整備促進を含め、地域に適した整備手法の選定等を実施
背景	○人口減少下における下水道事業運営の効率化を図るため、広域化・共同化に取り組む		○先行して建設された新庄市の処理場を中核とした圏域一体での整備について、周辺市町村からの要望をきっかけに検討	○都道府県構想の見直しを通じて検討
取組内容	○流域下水道に接続し、単独公共下水道の処理場を廃止	○県及び関係市町村等の施設から発生する汚泥を流域下水道の処理場に新設する施設で共同・集約処理し、資源化を実施	○新庄市の処理場を中核施設として、管内の処理場をICTを活用して遠方から集中管理・監視（処理場の無人化や監視機能等の一体整備等） ○定期巡回による保守点検や水質試験を一括実施	○未整備地区においては、個別処理の割合を高めるとともに、浄化槽区域の普及率について指標設定 ○既整備地区においては、水洗化率を指標として定め、経営安定化を図る
効果	○維持管理費・改築更新投資を削減（50年間の試算） ・維持管理費 約70億円減 ・改築更新投資 約50億円減	○維持管理費・改築更新投資を削減（20年間の試算） ・維持管理費6億円減 ・改築更新投資（既存施設を更新しない） 約34億円減	○維持管理費を削減 ・年間約3,000万円減	○浄化槽（個別処理方式）に転換 （個別処理人口割合18.5%→22.3%） ○処理区の統廃合数が増加 （処理区19箇所減）

下水道広域化・共同化計画の現状

○ ハード対策として全体で約2,000カ所の汚水処理施設の廃止（現有施設の約27%）が位置付けられ、ソフト対策としても事務の共同化や管理の共同化等、様々な取組が予定されている。

○ ハード対策では全体の約61%、ソフト対策では全体の約76%について実施時期も明記されている。

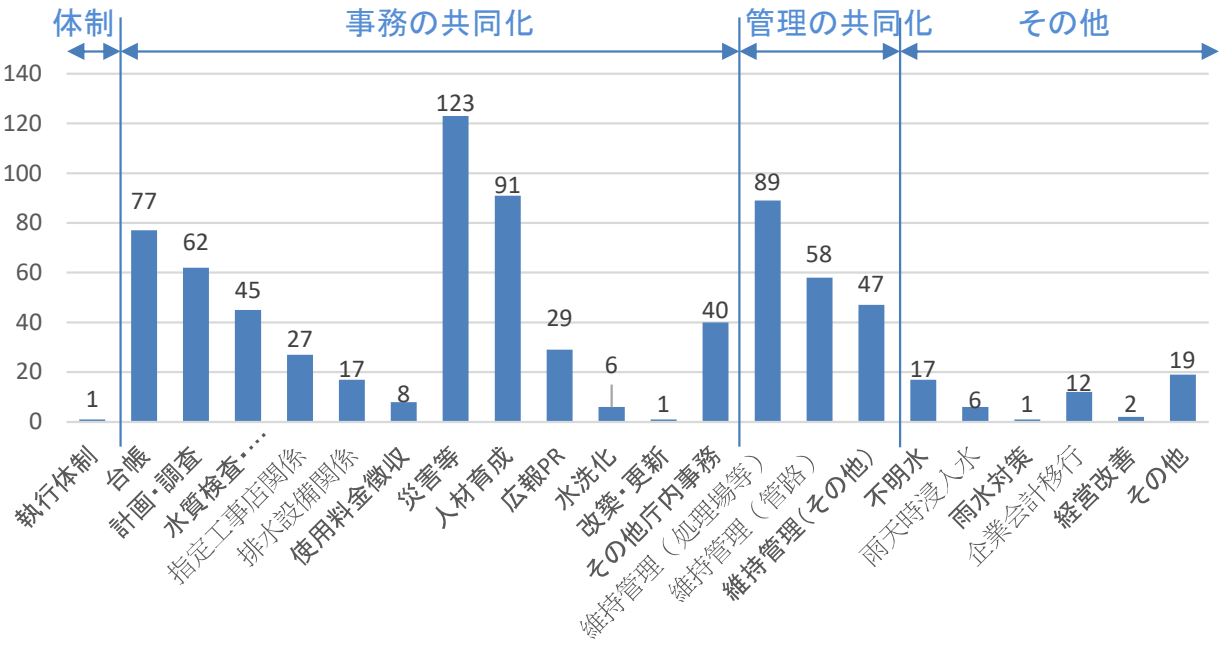
○ 都道府県のリーダーシップの下で計画に基づく広域化・共同化の取組を着実に進めるとともに、更なる広域化の取組を検討いただきたい。

<都道府県構想策定マニュアル検討委員会第８回広域化・共同化検討分科会資料より>

<ハード対策>

施設の分類	廃止予定施設数（現有施設に占める割合）	現有施設数（R3末）
下水道処理施設	250（11.7%）	2,132
集落排水施設（農集＋漁集）	1,662（31.9%）	5,208
その他施設（コミプラなど）	122（53.0%）	230
合計	2,034（26.9%）	7,570

<ソフト対策>



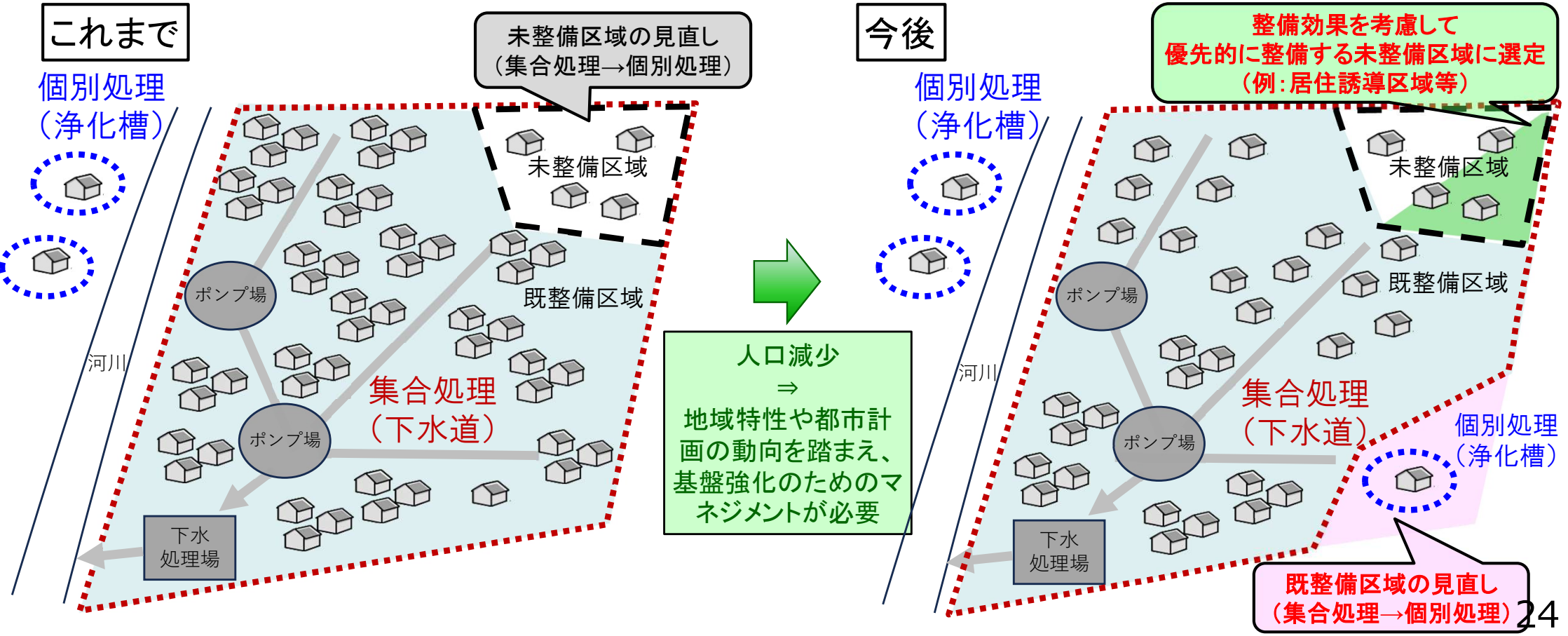
汚水処理施設（整備済み・整備予定区域）の最適化について

国土交通省

○令和8年度に汚水処理の概成が見込まれるものの、約780万人が汚水処理を利用できない状況にあり、将来の人口動態や整備効果を十分に考慮しつつ今後整備を進める必要がある。

○特に、下水道については、地域特性を踏まえつつ、将来の人口減少や都市計画の動向を踏まえた上で、整備効果が中長期的に持続もしくは向上する区域に限定して早期に整備することが求められる。

○また、持続可能な汚水処理の実現に向けた基盤強化を図ることを目指して、整備済み区域を対象にした見直しも重要であり、**汚水処理施設（整備済み区域・整備予定区域）の最適化を行う必要がある。**



【静岡県南伊豆町】
漁業集落排水から個別浄化槽への転換

広域化等　下水道事業

静岡県賀茂郡南伊豆町生活環境課

● 取組の概要

汚水処理の方法を適正化するため、漁業集落排水施設から個人設置型浄化槽への転換を行った。

◆総事業費　浄化槽設置に関する補助144,436千円、 処理施設の解体等30,928千円

◆背景

- 入間地区漁業集落排水施設（昭和58年着工）は、人口減少や観光業の衰退により、施設利用率が低下していた。さらに、今後の人口減少により、住民の使用料負担額が増額することが見込まれた。
- この状況を改善するため、人口密度が小さいエリアにおいて経済性が高い（１戸あたりの経費が一番小さくなる）個別浄化槽※1へ転換することとした。

※１中西準子、沖野外輝夫共著　下水道計画論：駒ケ根市の下水道の環境アセスメント　武蔵野書房　1982.7

◆具体的内容

- 個人設置型浄化槽に対し、設置費を100％補助することで、２年間で全戸（68戸）に浄化槽が設置された。随時、供用開始し、漁業集落排水施設を用途廃止した。

◆効果

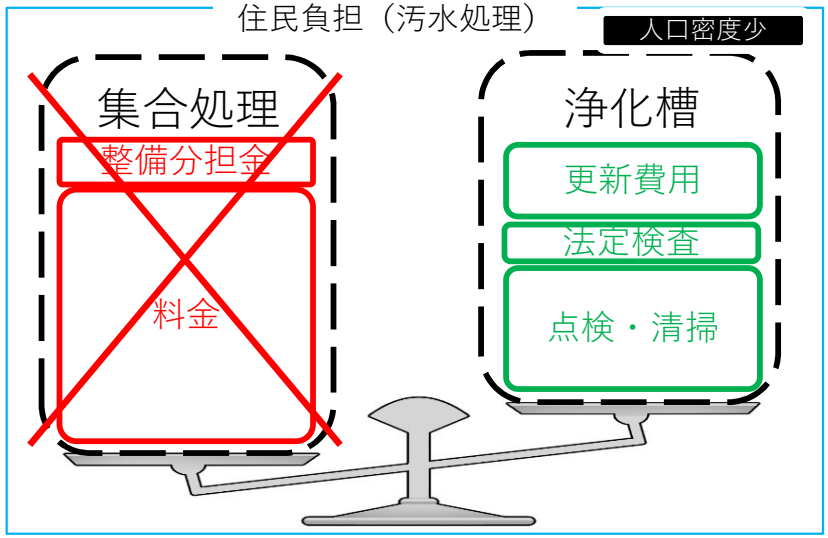
- 転換により、「過大な集合処理施設を維持する経費」と｛「個人が浄化槽を維持する経費」＋「転換に係る経費」｝の差の分の経費が削減された。
- 半数以上の住民の金銭的負担が軽減された。

● 取組のポイント

- 過疎債の活用　総事業費のうち、140,300千円について過疎対策事業債を借入した。
- 管工事組合の活躍　設置補助申請・施工について組合員6者が、連携して請負した。
- 住民の理解　自治会が形成する管理組合が集排の維持管理と使用料徴収を担っていたため、効果に関する住民理解度は高く、合意形成も早かった。（住民説明会等：全５回実施）
- 個人設置型浄化槽の維持管理　維持管理の品質を確保するため、点検・清掃業者との契約を補助要件とした。
- 財産処分手続き　水産庁に対する手続きに想定外の時間を要した。（返還は無し）
- 点検・清掃業者　集排、個別浄化槽のいずれも同種の登録、許可業者が受注していることから、受注機会の損失は無い。

● 公営企業情報

- 行政区域内人口　7,505人（令和6年1月1日時点）
- 行政区域内面積　110.6 Km^2（令和6年1月1日時点）
- 集合処理接続人口　1,608人（令和5年度決算）



● 取組のスケジュール

- 平成30年度に地元自治会と廃止に向けた協議を開始し、令和５年度に施設を廃止。
- 令和２年度から令和３年度までに浄化槽の設置補助を完了した。

● 今後の展望

- 引き続き、浄化槽法に基づく適切な汚水処理の実施による水環境の保全に取り組む。
- 町内に残り３つの漁業集落排水施設と１つの公共下水道があり、地方公営企業法に基づき適切に経営しなければならない。一方で、累積欠損金があるため、事業継続の可能性を検証する。

合併処理浄化槽の整備に係る地方財政措置

1．個人設置型合併処理浄化槽の整備（国庫補助事業、地方単独事業、S62～）

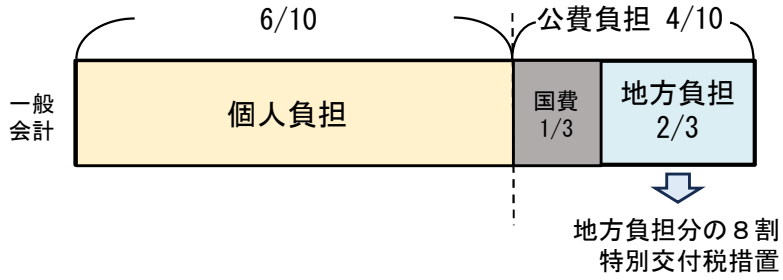
1.対象事業

個人が整備する合併処理浄化槽の設置費補助に係る地方負担額

2.地方財政措置

- 事業費の6/10については、個人負担。
- 公費負担分のうち、1/3については、環境省所管の循環型社会形成推進交付金等の対象。
- **公費負担分のうち地方負担分について、その８割を特別交付税措置**。※財政力補正あり。
 ※単独事業の場合は、地方負担額に2/3を乗じて得た額の８割を特別交付税措置

【財源イメージ】※国庫補助事業の場合



2．特定地域生活排水処理事業、簡易排水施設整備事業（国庫補助事業、H6～）

1.対象事業

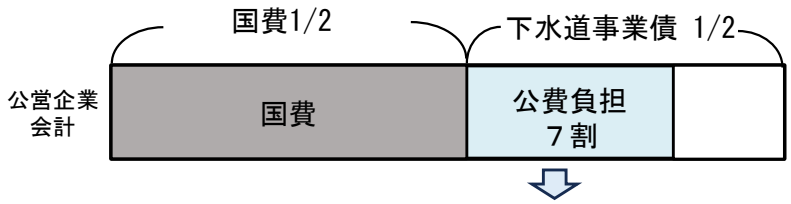
環境省所管の循環型社会形成推進交付金等（補助率1/2又は1/3）又は農林水産省所管の農山漁村振興交付金（補助率1/2）をうけて市町村が整備する合併処理浄化槽。

2.地方財政措置

- 地方負担分について下水道事業債を充当。元利償還金の７割について公費負担と設定。
- **一般会計繰出金の７割（元利償還金の49%）を普通交付税措置**。

※1　特定地域生活排水処理事業：環境省所管交付金を受けて市町村が実施する、合併処理浄化槽の整備事業
※2　簡易排水施設整備事業：農水省所管交付金を受けて市町村が実施する、山村等の中山間地域において、各戸（３戸以上20戸未満）から排出される汚水を集合処理する合併処理浄化槽の整備事業

【財源イメージ】※集合処理（集落排水等）から浄化槽へ転換する場合



3．個別排水処理施設整備事業（地方単独事業）

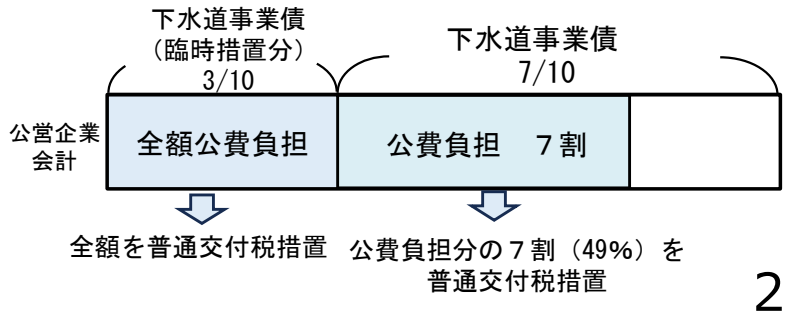
1.対象事業

市町村が整備する合併処理浄化槽で国庫補助の対象とならない小規模事業（設置戸数20未満）

2.地方財政措置

- 事業費の1/3に対して下水道事業債（臨時措置分）を充当。
 臨時措置分について、全額公費負担とした上で、公費負担分の全額を普通交付税措置。
- 残余について、下水道事業債を充当し、７割について公費負担と設定し、
 一般会計繰出金の７割（元利償還金の49%）を普通交付税措置。

【財源イメージ】



集合処理方式から個別処理方式への転換に関するＱ＆Ａ 概要

概要

○　人口減少等に伴う使用料収入の減少や老朽化に伴う更新需要の増大など、下水道事業を取り巻く状況等に対応するため、経営改善の取組の一つとして、集合処理方式（公共下水道や集落排水等）から個別処理方式（合併処理浄化槽）への転換を検討する自治体が多くなっています。

○　本Ｑ＆Ａについては、各自治体において、地域の特性等に応じた最適な汚水処理方式を検討・選択できるよう、検討の際の参考資料として、転換にあたって必要となる事務手続や活用可能な制度等について、Ｑ＆Ａの形でお示しするものです。

掲載内容

○　浄化槽への転換を検討している自治体が直面した手続上の疑問点等を聞き取りの上、関係省庁が連携し、Q&A形式で解説

○　先行事例（静岡県南伊豆町など）の検討プロセスや政府予算案等を踏まえた活用可能な制度等について最新の情報を掲載

１.浄化槽転換の方向性の検討

Q、浄化槽転換を検討する際のパターンや転換の判断にあたって必要となる検討要素、転換までの実際の流れについて教えてください。
（→静岡県南伊豆町などの先行事例等も踏まえて、浄化槽転換にあたって必要となる検討事項や検討プロセス等について解説します。）

Q、浄化槽への転換にあたって、住民に対してどのように説明したらいいですか。
（→静岡県南伊豆町において実際に浄化槽転換を行った際の住民への説明内容等について解説します。）

２.下水道施設の撤去

Q、集合処理方式の既存施設を撤去する場合、不要となる施設や過去に受けた国庫補助金等はどのように取り扱えばいいですか。必要な手続きについて教えてください。
（→管路などの既存施設の撤去方法、法令や各省庁の規則などで定められている事務手続等について解説します。）

Q、既存施設の撤去にあたって、活用可能な国庫補助金や地方財政措置があれば教えてください。
（→令和8年度政府予算案等の内容を踏まえて、農林水産省や国土交通省の国庫補助事業や新たに創設された公営企業経営改善特例債について解説します。）

３.浄化槽の設置

Q、浄化槽を設置するにあたって、公共浄化槽と個人設置型浄化槽のどちらを選択した方がいいですか。
（→公共浄化槽と個人設置型浄化槽の整備手法の違いを含めて、それぞれのメリット・デメリットについて比較して解説します。）

Q、浄化槽を設置するにあたって、活用可能な国庫補助金や地方財政措置があれば教えてください。
（→令和8年度政府予算案等の内容を踏まえて、環境省の国庫補助金や下水道事業債等の地方財政措置について解説します。）

※　今後、地方団体から追加で寄せられた疑問や各省庁の制度の見直し等を踏まえて、随時、更新を行っていく予定

目　次

１．下水道事業の現状と課題　… P2

２．下水道事業の経営改革の推進　… P16

（１）人口減少等に伴う経営環境の変化への対応　… P21

（２） 施設の老朽化対策の推進　… P28

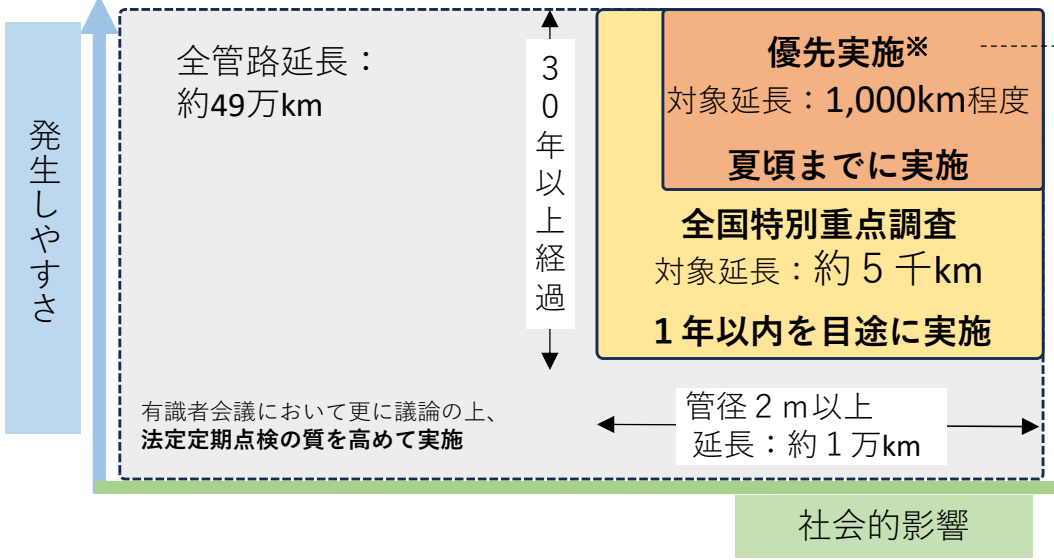
（３） 安定的なサービス提供に係る体制の確保　… P31

３．その他（経営改善に向けた支援施策）　… P35

下水道管路の全国特別重点調査の概要

国土交通省

1. 調査対象：調査に際し、社会的影響が大きく、大規模陥没が発生しやすい管路から、優先度をつけて実施



※「優先実施」は、

①**埼玉県八潮市の道路陥没現場と類似の条件**の箇所

（立坑接続部付近の曲線部等で地下水位が高い砂質系または緩いシルト質系地盤）

②**構造的に腐食しやすい**箇所または過去の調査で**腐食が確認され未対策**の箇所

③**緊急輸送道路**で下水道起因の**陥没履歴**がある箇所

④沈砂池の**堆積土砂が顕著に増加**した処理場・ポンプ場につながる管路

※現行の法定定期点検は、構造的に腐食しやすい箇所を５年に１回以上の頻度で実施

2.調査方法の高度化：調査対象の全路線の管路内をデジタル技術も活用して調査を実施

○管路内調査：潜行目視またはドローン・テレビカメラ等による調査

※優先実施個所では、緊急度がⅠ,Ⅱに至らなくても打音調査等により詳細調査を実施

○空洞調査：緊急度がⅠ,Ⅱと判定された箇所は、路面下空洞調査または簡易な貫入試験・管路内から空洞調査

3.判定基準の強化：全国特別重点調査による緊急度の判定基準を現行より強化して、広く対策を実施

⇒**腐食、たるみ、破損**をそれぞれ診断し、劣化の進行順に**AからCにランク付け**した上で特別な判定基準で**対策を確実に実施**

緊急度	**現行**の判定基準		**全国特別重点調査**の判定基準	緊急度に応じた対策内容
Ⅰ	**ランクAが２項目**以上	強化	**ランクAが１項目**以上	速やかな対策を実施※
Ⅱ	ランクAが１項目もしくは **ランクBが２項目**以上		**ランクBが１項目**以上	応急措置を実施した上で、 ５年以内に対策を実施

※原則１年以内

全国特別重点調査を踏まえた下水道管路の修繕

R８新規

埼玉県八潮市で発生した下水道等に起因する事故を踏まえて「全国特別重点調査」が実施されており、その結果、対策が必要とされた下水道管路に係る修繕について、下水道事業債の対象に追加する。

下水道管路に係る全国特別重点調査への対応

○ 令和7年度、管径2m以上かつ布設30年以上経過した下水道管路を対象として、「全国特別重点調査」が実施されている。

○ 調査で異状が確認された箇所について、今後5年以内に「改築」もしくは「修繕」の対策を実施することが求められている。

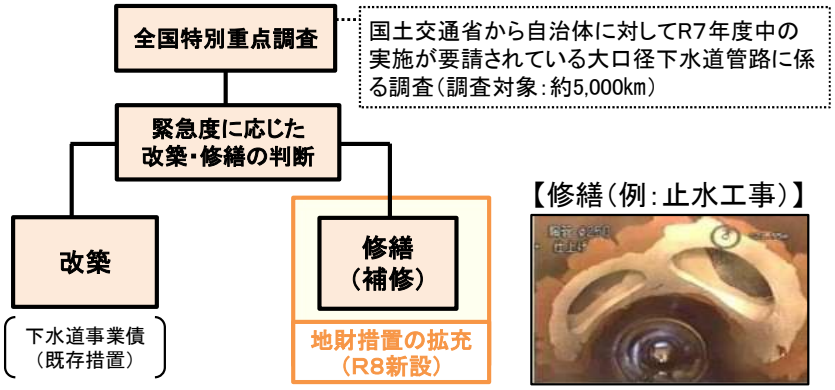
○ 調査の結果、対策が必要とされた下水道管路に係る修繕について、下水道事業債の対象に追加し、改築の場合と同様の交付税措置を講じる。

【　事業期間　】令和8年度～令和12年度（5年間）

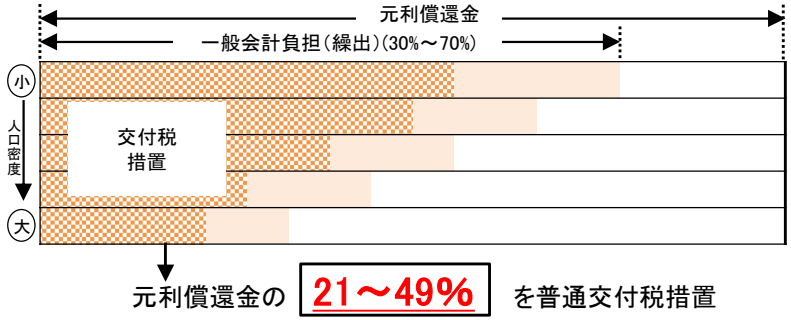
【　対象経費　】「全国特別重点調査」の結果、対策が必要とされた下水道管路の修繕に要する経費
※ 収益的支出（3条予算）に計上する修繕経費が対象

【地方財政措置】下水道事業債 ： 充当率100%、償還年限10年
繰出基準 ： 下水道事業債（雨水処理費を除く）の元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額
交付税措置 ： 人口密度に応じ元利償還金の21～49%を普通交付税措置

【全国特別重点調査の概要】



【地方財政措置イメージ】※ 改築の場合と同様



【参考】下水道事業債の起債対象について

○ 全国特別重点調査の対象となっていない下水道管路その他の施設に関しても、以下の事業に要する経費については、国庫補助事業の対象となるか否か等に関わらず、下水道施設の建設事業費として、従前より、下水道事業債の対象として起債することが可能。

- 長寿命化など施設の使用可能期間の延長に資する事業
- 機能強化など固定資産の価値の増加に資する事業

目　次

１．下水道事業の現状と課題　… P2

２．下水道事業の経営改革の推進　… P16

（１）人口減少等に伴う経営環境の変化への対応　… P21

（２） 施設の老朽化対策の推進　… P28

（３） 安定的なサービス提供に係る体制の確保　… P31

３．その他（経営改善に向けた支援施策）　… P35

公営企業のデジタル活用の推進

1．デジタル活用推進事業債について

○　デジタル活用推進計画に位置付けて公営企業が実施する地域社会の諸課題を解決するために必要な情報システム又は情報通信機器等の整備等※に係る地方単独事業等について、一般会計が負担又は助成を行う場合には、一般会計においてデジタル活用推進事業債を充当可能とする。

※　病院・介護サービス事業に必要な機器については、従前どおり病院事業・介護サービス事業債で対応

2．公営企業デジタル活用推進事業債等について

○　住民の利便性向上、行政運営の効率化又は地域社会の諸課題の解決に資する情報システム又は情報通信機器の整備に係る事業に要する一定の経費について、下記の公営企業債を充当することも可能とする。

⑴　公営企業デジタル活用推進事業債（資金手当）

デジタル活用推進計画に位置付けて実施するもの

⑵　広域化等事業費を対象とした公営企業債

①　水道事業における広域化に伴い必要なもの

②　病院事業における機能分化・連携強化に伴い必要なもの

③　下水道事業における広域化・共同化に伴い必要なもの

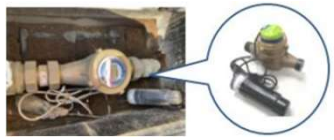
※　令和８年度から、１及び２の対象経費に、サイバーセキュリティ対策の強化に必要なシステム（業務端末・システムへの不正アクセスを常時監視するシステム）の整備を追加

※　２⑵における具体的な事業及び財政措置は、各事業債の取扱いによる

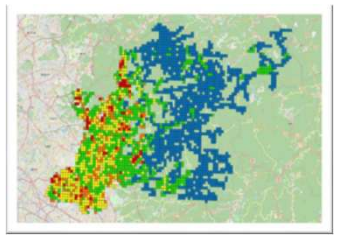
3．事業期間

令和７年度から令和11年度までの５年間

（水道スマートメーター）



（水道管路劣化状況点検システム）



（オンライン診療）



（管路等劣化状況点検用ドローン）



ＤＸ技術を活用した管路の点検・調査

Ｒ８新規

上下水道事業に従事する職員数が減少する中、管路に係る老朽化対策を適切に進めていくためには、DX技術を活用した点検・調査の高度化及び効率化の取組が必要であり、DX技術を活用した点検・調査に要する経費に対して特別交付税措置を講ずる。

１．対象経費

○ 上下水道管路施設に係るDX技術を活用した点検・調査の外部委託に要する経費
○ DX技術について、国土交通省がR7.3に公表した「上下水道DX技術カタログ」に掲載された技術が対象

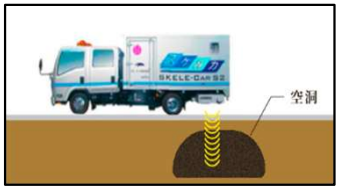
従来の手法

（潜行目視）



DX活用例

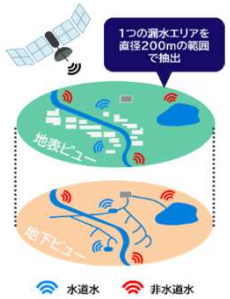
（空洞探査車による空洞調査）



（ドローンによる管路内の調査技術）



（人工衛星を活用した漏水探知）

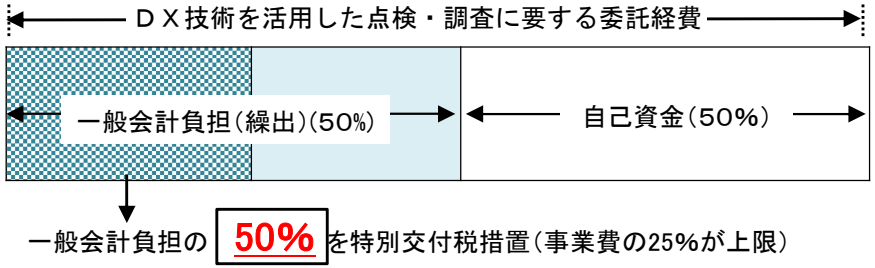


２．地方財政措置

事業費の1／2を一般会計からの繰出の対象とし、実繰出額の50%を交付税措置

※ 地方単独事業で実施する事業が対象
※ 下水道事業については、汚水処理費が対象

【地方財政措置イメージ】



３．事業期間

令和8年度～令和9年度（2年間）

【参考】メンテナンスDX技術の全国での標準装備完了

「第１次国土強靭化実施中期計画（R7．6．6閣議決定）」	
● 水道事業者（全国約1,400事業者）のうち、メンテナンスに関する上下水道DX技術（人工衛星やAIを活用した漏水検知手法等）を導入している事業者の割合 34%【R6】→ 100%【R9】	● 下水道事業を実施している地方公共団体（全国約1,500団体）のうち、メンテナンスに関する上下水道DX技術（ドローンによる下水道管路内調査手法等）を導入している団体の割合 21%【R6】→ 100%【R9】

【秋田県】
生活排水処理事業に関する事業・事務補完体制の構築

広域化等 | **下水道事業**

秋田県建設部下水道マネジメント推進課

● 取組の概要

自治体の技術職員の減少が続く中、今後本格化する施設更新への対応や、人口減少下における難しい経営局面に対応するため、新たな第三者組織の設立を行った。

◆総事業費　設立経費　出資金　１億円（秋田県、県内全市町村、民間事業者が出資）
受託額　約１.８億円（令和６年度）

◆背景

- 秋田県の市町村の下水道関係技術職員は、10年間で約３割減少している。
- 標準耐用年数50年を超過している下水道管渠は全体の３％程度（Ｒ５年度末）であるが、昭和末期から平成初め頃に造成した施設が今後一気に更新時期を迎える。
- 人口減少が進み有収水量が減少する中、施設の維持管理、更新の原資となる使用料収入を確保していくためには、高度な経営能力が求められる。
- 県内全自治体が連携し、将来を見据えた新たな体制を構築することとした。

◆具体的内容

- 官のノウハウ（政策立案、業務監理等）と民のノウハウ（高度な専門知識等）を生かして広範な支援を担える組織を構築するため、官民出資会社を設立した。
- 民間事業者については、公募により決定した。
- 官民出資会社へ県・市町村・民間企業がそれぞれ人材を派遣した。
- 官民出資会社において、県、秋田市、男鹿市、北秋田市、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村、美郷町（県内２５市町村のうち９市町村）から業務を受託。

◆効果

- 地域事情や財政状況等を踏まえた実効性の高い計画の立案が可能となる。
- 小規模自治体などの支援を通じて、県全域での行政サービス水準の維持を図る。

● 取組のポイント

- 単独の自治体では解決が難しい課題（体制の確保）に対し、県内の全自治体が連携して対応した。
- 人・モノ・カネの課題を捉え、官民出資会社のコア業務は次の３点とした。
 ①計画策定支援（持続的な経営に資する、経営戦略、ストックマネジメント計画等）
 ②事業運営支援（技術職員不足を補う、積算支援・工事監督補助、技術相談等）
 ③技術継承支援（若手や公営企業未経験者等を対象とした研修企画等）

● 公営企業情報

- 行政区域内人口　92.6万人（令和5年1月1日時点）
- 行政区域内面積　11,637km^2（令和5年1月1日時点）
- 流域下水道処理区域内人口　50.2万人（令和4年度末）

官民出資会社の業務領域



● 取組のスケジュール

- 令和５年３月　県・市町村が連携協約を締結
- 令和５年11月　官民出資会社を設立
- 令和６年４月　本格的に運営を開始（体制増強）

● 今後の展望

- 当面は、経営戦略の見直しやストックマネジメント計画の策定など計画策定を重点的に支援。
- 施設の更新需要増大期には、事業運営支援を強化。
- 他インフラ分野への支援拡大も検討。

目　次

１．下水道事業の現状と課題　… P2

２．下水道事業の経営改革の推進　… P16

（１）人口減少等に伴う経営環境の変化への対応　… P21

（２） 施設の老朽化対策の推進　… P28

（３） 安定的なサービス提供に係る体制の確保　… P31

３．その他（経営改善に向けた支援施策）　… P35

令和８年度「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」
～ 総務省と地方公共団体金融機構の共同事業 ～

○　人口減少下において、地方公共団体における人手不足等の資源制約や、施設の老朽化に伴う更新需要の増大等の問題が深刻化しており、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行っていく必要性が高まっている。

○　しかしながら、地方公共団体においては、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が十分に蓄積されていない場合が多く、小規模市町村を中心として、取組の推進に困難を伴っている団体もあるところ 。

➡ **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化**し、財政運営の質の向上を図るため、**総務省と地方公共団体金融機構の共同事業**として、**地方公共団体の要請に応じてアドバイザーを派遣。**

＜ポイント＞

① アドバイザーは、自治体職員・OB、公認会計士、学識経験者等の**専門的な人材が務め、それぞれの団体が選択。**

② アドバイザーの**派遣経費（謝金、旅費）は、地方公共団体における予算計上不要（地方公共団体金融機構が負担）。**

事業概要（支援分野）

○ 公営企業・第三セクター等の経営改革
- ＤＸ・ＧＸの取組
- 経営戦略の改定・経営改善
- 公立病院経営強化プランの改定・経営強化の取組
- 上下水道の広域化等
- 第三セクター等の経営健全化

○ 公営企業会計の適用

○ 地方公会計の整備・活用

○ 公共施設等総合管理計画の見直し・実行

○ 地方公共団体のＤＸ
（AI（生成AI含む）・RPAの利活用の推進、消防防災ＤＸを含む）

○ 地方公共団体のＧＸ

○ 地方公共団体間の広域連携

○ 地方税務行政のDX等

○ 地方創生の取組

○ 首長・管理者向けトップセミナー

事業実績

R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
555	723	929	1,131	1,437

※地方公共団体からの申請件数

総務省「上下水道の経営基盤強化に関する研究会」について

１．開催趣旨

○　人口減少等による料金収入の減少や、施設・管路等の老朽化に伴う更新投資の増大、災害への備えの必要性の増大など、上下水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しており、**将来にわたって上下水道の住民サービスを持続可能なものとする**ため、各事業の実情を踏まえ、**経営基盤の強化に資する取組等を推進する必要**がある。

○　このため、学識経験者や実務経験者、自治体職員等により構成する研究会を開催し、経営基盤の強化に資する取組など、上下水道事業の持続可能な経営を確保するための方策等について検討を行うため、研究会を開催（令和６年９月～）している。

２．検討事項

○　能登半島地震における上下水道施設の被災状況や対応を踏まえた上下水道事業の地震対策等のあり方

○　**将来にわたって安定的にサービスを提供するための上下水道事業の経営等のあり方**　等

３．令和７年の主な議論のとりまとめ（下水道関係部分）

○ インフラ老朽化への対応について

- 要対策管路への緊急的な対応はもとより、今後の維持管理に係る公費負担のあり方の議論が必要。
- これまでの施設集約化等の取組に加え、**地域によって処理方法の最適化も選択できるよう、方策を検討すべき。**
- 合併処理浄化槽への転換について、検討自治体が直面する手続面等の課題に係るＱ＆Ａ等の整備を行っていくことが必要。

○ 経営の広域化等の推進について

- 経費削減のほか組織体制の強化といった効果が期待でき、**今後も積極的に推進していくべき。**
- 事業統合などの経営の広域化について、水道事業も含め課題の整理を行っていくことが必要。
- 都道府県の関与のあり方や民間活用が可能な業務についてもさらなる検討・整理を要する。

〇 公費負担のあり方について

- 上記のほか、**使用料水準のあり方**や雨水事業に係る公費負担のあり方などについて、議論を深めていくことが必要。

【参考】 研究会構成員

氏　名	所　属
石井　晴夫（座長）	東洋大学名誉教授
浦上　拓也（座長代理）	近畿大学経営学部教授
宇野　二朗	北海道大学公共政策大学院教授
金﨑　健太郎	武庫川女子大学経営学部教授
齊藤　由里恵	中京大学経済学部准教授

氏　名	所　属
塩津　ゆりか	京都産業大学経済学部教授
辻　琢也	一橋大学法学部教授
村木　美貴	千葉大学工学部教授
遠藤　誠作	マネ強アドバイザー
菊池　明敏	マネ強アドバイザー

氏　名	所　属
小室　将雄	有限責任監査法人トーマツパートナー
望月　美穂	日本経済研究所公共デザイン本部副本部長
石田　直美	日本総合研究所執行役員

※　このほか、都道府県及び市町村それぞれから複数団体が参加。
関係省庁はオブザーバーとして参加。

「公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優良事例集」について

概要

○公営企業の抜本的な改革等の先進・優良事例の横展開を図るため、「地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例集」を平成29年３月に作成・公表し、毎年度更新を行ってきました。

○今般、公営企業の経営環境の変化（新型コロナウイルス感染症や物価高騰への対応、DX・GXの推進など）を踏まえ、新たに、「公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優良事例集」（以下「事例集」という。）を作成・公表することとしました。

事例集の特徴

下水道事業は155事例を掲載

○ 抜本的な改革を含む12の取組類型（事業廃止、民営化・民間譲渡、公営企業型地方独立行政法人、広域化等、指定管理者制度、包括的民間委託、PPP/PFI、DX、GX、公営企業会計の適用、経営戦略の改定及びその他）について、各地方団体から提出いただいた合計357事例を掲載。（令和７年３月時点）

○ １事例当たり１ページで掲載するとともに、重要箇所を赤字下線で強調することで、取組の全体像・ポイントをわかりやすく表示。

○ 可能な限り数値を用いて定量的に記載することで、取組の効果を具体的に表示。

＜掲載例＞

事例名

取組の概要
- ◆総事業費
- ・取組に要した事業費
- ◆背景
- ・公営企業が直面していた課題
- ・取組開始までの経緯
- ◆具体的内容
- ・導入した施設・設備など取組の詳細な説明
- ◆効果
- ・定量的・定性的な効果

取組のポイント
- ・取組を成功させるために工夫した点
- ・他の公営企業において特に参考となる点

団体名

取組類型

事業名



担当部署

公営企業情報
- ・公営企業の規模を示す情報

取組の概要を表す図

取組のスケジュール

今後の展望
- ・取組開始後の新たな課題
- ・今後の予定